

8 インドネシア法の多元性と法制度改革 ——多様性の中の統一に向けて——

作 本 直 行

序

- I 植民地時代の法制度改革と裁判制度の多元性
 - II スカルノ時代の法制度改革と増幅する混乱
 - III スハルト時代の国家開発計画と法制度改革（1966年～1998年）
 - IV スハルト退陣後の法制度改革
- まとめ：法制度改革の展望と多元的法体制の行方

序

インドネシアの法制度の基本的特徴は、その多元的な法構造にあるといえよう。約17000からなる群島では、宗教、言語、生活慣習を異にする多数の民族が、多様かつ多元的な文化社会を形作っている。インドネシアでは、頻繁に使われる「多様性の中の統一」（ビネカ・トウンガル・イカ、Bhinneka Tunggal Ika）の標語に象徴されるように、多元的な社会における国家統合のあり方がつねに模索されてきた。多様性に満ちた民族国家をどのような方法で統合すべきかは、独立以前から今日にかけての最大の国家課題であった。植民地時代においては統治の方法を巡る問題として、さらに独立後においては1945年憲法中の建国理念に掲げられている国家建設5原則としての「パンチャシラ」⁽¹⁾の議論として、さらにインドネシアの国鳥ガルウダの図柄や国章も、すべてこの複合民族国家における文化的社会的な多様性の尊重と

国家統合の必要性の調和を象徴化したものである。

このような多元的な文化社会は、インドネシアの多元的な法構造にも反映されている。一般的に、多元的な法構造とは一定の社会の中に異なった複数の法システムが同時に調和的に存在する状態として理解されている⁽²⁾。インドネシアの法的多元性とは、異なった民族的、地理的、宗教的要素を包含したばらばらの異なった複数の法体制が一国内に存在する一方で、全体的にもこれが調和した法状況を維持している状態を示しているといえる。言い換えると、異なった人種、地域、宗教といった条件に対し、それぞれに異なった法が適用されながらも、全体的な法的調和も併せて維持している状態といえる。このようにして、インドネシアでは、異なった人口グループ間 (antar golongan)⁽³⁾、異なった地域間 (antar daerah)、異なった宗教間 (antar agama)、異なった時間間 (antar waktu) において、異なった複数の法システムが同時に存在する状態が何世紀にもわたり維持されてきた。実際、およそ300にわたる地域で、さらに大区分で見た場合でも19の地域で、このような「アダット法」と呼ばれる慣習法⁽⁴⁾が醸成されてきた。インドネシアでは、現在まで法的多元性の内容を変化させつつも、その特性を維持してきている。言い換えると、インドネシアでは国家レベルの法の統合の課題がまだ決着していないのである。

インドネシアの法的多元性とは、その社会文化の多様性を法的に徴表する意味合いとして理解できるが、この法的多元性のあり方をどのように理解すべきかについては大きな課題がある。この点では、20世紀初頭にインドネシアの統治方法を巡って、ファン・フォーレン・フォーフェン (C. Van Volenhoven) とその弟子たちによって当時のオランダ植民地政府との間で激しく対立したアダット法論争がもっとも参考になる。これはわが国の民法典論争にも匹敵する議論であった。彼らは、アダット法の調査の必要を強調し、ヨーロッパ法の押し付けによって、インドネシアの法統一を行なうことに反対した。ここでは、法的多元性を理解するための道具概念として、「法圏」概念を確立した。文化的社会的な差異と同一性に基つき地域区分を行う「文化圏」(kulutuurkring) 概念よりも、これにアダット法の地域特性を加味し

た「法圏」(rechtskring) 概念を導入して、法的多元性の意義を理解したのである。文化的な特徴に基づく地域区分では主観に左右されがちであるので、社会構造を見る場合に、行政、財産、裁判の3つの機能をもった法共同体であるかどうかを区別の基準に取り入れた法圏概念によって、アダット法の分類を行ったのである⁽⁵⁾。しかし、現在のインドネシアのアダット法を含む法的多元性の分析概念として、なおもこの法圏概念が十分に適用可能かどうかは、改めて議論が必要であろう。

しかし、アダット法の固有性を強調する立場だけでなく、他方で、法的多元性を克服するための努力も行なわれてきた。植民地時代においてはヨーロッパ法の一律適用の試みであり、独立後においては法の統一実現への試みであり、国家法確立に向けての努力である。1945年憲法1条1項は、インドネシアは、共和制に基づく単一制国家と宣言する。これは、社会的文化的な多元性がこの国にとっていかに大きな国家的課題であり、国家統合が重要な課題であるかを物語っている。また、最近では、1999年法律第22号の地方分権化法の実施過程においても、この単一制を巡って大きな議論が沸き上がった点を無視できない。東チモールの独立、さらにアチェやパプア(旧イリアン)が独立運動の渦中にあることから見ても、多元的な社会構造における法の統一が如何に繊細かつ重要な国家的課題であるか明らかである。

これまででは、アダット法の分類化やアダット法の変化の流路などが議論されてきた⁽⁶⁾。しかしながら、これらは前述のファン・フォーレン・フォーフェンとその学派による20世紀初頭の研究蓄積にその多くを依存している。異なったアダット法間の調整や紛争解決のための法学研究⁽⁷⁾、アダット法の近代化といった研究も行なわれてきたものの⁽⁸⁾、これからはむしろ国際化、民主化、分権化の立場に立った1999年改正後の新憲法の枠組みに立って、国家法あるいは公式法と既存のアダット法との調和を検討することが必要であろう。この点で、インドネシアの国家法秩序もアダット法も大きな環境変化の中にあり、これまでの多元的法体制の理解をそのまま現在のインドネシアの法体制の普遍的特徴に当てはめてしまうには注意が必要である。

そこで、インドネシアの多元的法体制とは何か、その本質的な部分は何な

のかについて、改めて考える必要がある。とりわけ現在の大規模な法制度改革を目前にして、インドネシアにとっての法的多元性は、法の統一の掛け声の下で、変わらない固有の特徴とみるべきなのか、あるいは消失してしまうと見るべきものなのか、あるいは変質程度に留まるものなのか、見極めておく必要がある。言い換えると、インドネシアの多元的法体制とはオランダによる植民地統治の残渣として形成されたものに過ぎないのか、単なる国家法統一の遅れの状態に過ぎないのか、あるいは多民族多文化国家にとっての宿命的な課題としてみるのかどうかで、この国の法制度への理解方法が大きく異なる。オランダは長期にわたり直接統治と間接統治を併用してきたのであり、ジャワとマドゥーラ以外では間接統治が広く採用されてきた。この結果、アグット法がむしろ温存されてきたと考えることが可能である。しかし、他方で、インドネシアの多民族多文化社会がこのような法的多元性を生み出す本来的な特徴と考えることも可能である。いずれにせよ、植民地支配の影響を差し引いてもさらに法的多元性の残渣が認められるかどうかという大きな問題がある。

ところで、イスラム教到来以前においてもインドネシアには固有の法が存在しており、村落単位に基づく裁判制度も存在していた。また、13～4世紀にジャワで栄えたマジャパイト王国においてはマジャパイト法があり、植民地以前にも体系的な法が既に存在していたことを示している⁽⁹⁾。しかし、その後のインドネシア全体に影響を与える規模ではなかった。スリウィジャ時代のアグット法はその後のマジャパイト時代にかけて、ヒンドゥー・仏教の影響を受けたが、イスラム教がジャワの北海岸に到来してからは、デマク王国、マタラム王国のアグット法はイスラム教の影響を受けてきた。しかし、各地方におけるアグット法と、イスラム教、ヒンドゥー・仏教との影響度合いは決して一様でない。

ところで、インドネシア法には、欧米的な法論理による理解では矛盾してしまう場合もあり、ヨーロッパ法と比べ非近代的あるいは非調和的な部分もある。他方、インドネシア法がまったくの論理矛盾を内包している場合もある⁽¹⁰⁾。そこで、これからの法制度改革にとっての課題として、国家法と伝

統的な慣習法の調和点を探りながら、長期的な方向を模索することが必要である。あらゆる法分野がすべて統一される運命にあると見るべきか、あるいは公式法との対極で慣習法は生き残る法システムとして見るべきかは、今後のインドネシア法の発展を見る上で大きな分かれ道となるものである。この場合に、近年行なわれている民主化の下での法制度改革だけでなく、オランダ植民地時代と日本植民地時代の法制度改革と、独立以後に実施されたスカルノ時代の法制度改革にも注目すべきといえよう。なお、インドネシアにおける法的多元性への公式的対応は、1945年憲法の移行規定2号によって、過去の法は、廃止あるいは置き換わらない限り、公式的な法制度とともに現在まで有効に引き継がれており、保障されている状態にある。

インドネシア社会の側から見た場合、このような多元的な法状況に関して、植民地時代以降、法の統一あるいは法の近代化といった権力的要請を繰り返して受けてきたものの、社会はこれを拒みつつ、法の統一という国家的な命題解決を避けてきた。しかし、現在、インドネシアでは、これまでにない歴史的規模の法制度改革が実施されている。1998年5月21日、32年間にわたり長期独裁政権を維持してきたスハルト大統領が追放され、大規模な法制度改革が実施された。既に2002年までの4回の憲法改正を通して、国の基本法秩序は大きく変化した。他方、膨大な数の法令の制定改廃作業が短期間に行なわれ、政治、経済、社会、人権といった広範囲にわたる法分野が制度改革の対象となった(表1参照)。

因みに、1997年には合計159本(法律32, 政令75, 大統領令52)、スハルト大統領が退陣した1998年には421本(法律13, 政令204, 大統領令204)、1999年には331本(法律56, 政令99, 大統領令176)、2000年には374本(法律38, 政令155, 大統領令181)、2001年には240本(法律22, 政令85, 大統領令133)、2002年には124本(法律32, 政令62, 大統領令30)が制定されている。これらは、独立後から1999年までに制定された法令の合計数と比較しても、決して少なくない数である(表3参照)。「法制度改革」(reformasi hukum)よりも、あたかも「法制度革命」(revolusi hukum)の様相を呈しているといえる現象である。

しかし、今回の法制度改革によって数世紀にわたり達成できなかった法統一の実現が可能になると仮に考えるならば、今回の法制度改革は過去のそれとどこが違うのかが問題になる。また、いわゆる法の近代化論に代表されるような法の欧米化と同じ方向を歩むものかどうかが課題となるであろう。

ところで、筆者は、インドネシアにおける今回の法制度改革を取り巻く周辺の条件について、いくつかの疑問をもっている。第1は、1997年のアジア経済危機を契機に全土的に盛り上がった民主化運動であるとはいえ、歴史的節目としてのスハルト権威主義体制の政治的清算がはっきりと終わっていないことである。第2は、今回の法制度改革は、IMFによる緊急融資との関連で、インドネシアの経済制度的な脆弱性を補完するためのコンディショナリティーとして着手されたものだが、IMFの外圧下で実施された法分野は、倒産法をはじめとする部分的で投資国アメリカにとって都合の良い債権回収の分野に傾斜していたことである。これ以外の法分野の改革は、民主化移行の過程で全体的な改革の見取り図が十分ないままに進められてきたものである。第3は、インドネシアにおいて、実質的な法主体となるべき中間層の発展が未成熟であり、近代的な法制度を急いで導入してもその恩恵を被る社会的中間層が限られていることである。第4は、これまでの長い間、公式的な法が十分醸成されず、しかも国民の信頼を獲得してこなかったために、公式法が伝統的な社会を変革する手段として直ちに利用できないことである。むしろ社会が受け入れてきたのは、公式的な法制度でなく、多民族多文化社会における個々バラバラな伝統的な法秩序であった。この点で、今回のような公式法による一方方向からの制度改革が行なわれても、伝統的な社会がどれだけ受け入れるかが問題である。第5は、今回のインドネシアの法制度改革には、国家統合の達成と民主化達成の二つの国家的要請があったにもかかわらず、欧米的な民主化、拙速な分権化の主張が先に立ち、民主化達成のための議論は行なわれたが、国家統合との関連で、法制度改革における優先順位、望ましい権力分立のあり方、地方分権化などの議論が十分に尽されずに、改革が先行しているという問題がある⁽¹¹⁾。

以上の理由で、今回の法制度改革は、国全体の視点から見た場合、改革に

伴うリパカッションあるいは混乱をむしろもたらすのではないかと懸念される。その兆候は、商業裁判所における倒産法の棄却判決の多用、1999年の地方分権化法の見直しを巡る議論、アチェやパプアなどの地方における独立運動の激化などに、既に現れている。多元的な法社会においては公式法と非公式法の間大きな隙があり、単に公式法の側からのトップダウンによって非公式法部分の制度改革が拙速に行なわれたとしても、それは社会の深部にまで浸透しないだけでなく、むしろ社会内に国家法あるいは公式法に対する受容拒絶をもたらしてしまうのではないかと考えられる。合理的かつ民主的で近代的な法制度は良いはずのもので、これはいずれの国にも当然当てはまるべきもの、さらに法整備支援を通してこれを指導しようとする単線的な態度で考える概して西欧的な立場と、そうでなく西欧的な目から見ても一見不合理であれ、また場合によっては非民主的で非近代的であったとしても、これを当該の非西欧社会におけるレゾン・デートルとして尊重し、そこに一定の社会制度としての法の存在意義を認め、未開法であれ慣習法であれ、これを前提に法制度改革を行なう立場に立つかどうかでは、その基本姿勢に決定的な違いがあることは言うまでもない⁽¹²⁾。

そこで、以下、本論では、多元的法制との関連で、インドネシアにおける法制度改革と裁判制度について、植民地時代、独立後、さらに現在進行中の法制度改革について検討を行う。過去と現在の法制度改革の内容やあり方を比較し、インドネシアにとって根底にある多元性について裁判制度との関連を考察したうえで、現在の法制度改革のあり方や方向を検討する。具体的には、第1章で植民地時代の法制度改革、第2章でスカルノ時代の法制度改革、第3章でスハルトの時代の法制度改革、第4章でスハルト後退後の法制度改革、まとめとして、法制度改革の展望と多元的な法体制の課題について検討する。

I 植民地時代の法制度改革と裁判制度の多元性

インドネシアにおいて、法制度改革は植民地時代から現在まで、何度も試

みられてきた。オランダの植民地時代、イギリスの植民地時代、日本の植民地時代、独立後のスカルノ大統領の時代、スハルト大統領の時代、さらにスハルト後の法制度改革である。しかし、どの時代においても法の多元性と法の統一の間で動揺を繰り返してきた。法制度改革は繰り返し行なわれたが、断片的に実施されたすぎず、抜本的な法の統一には結局結びつかなかった。先ずここでは、植民地時代以降の法制度改革と裁判制度がどのような構造の下で行なわれ、どのような性格を持っていたかを明らかにしたい。

1 植民地時代の法制度改革と裁判制度

(1) VOC時代の法制度改革と裁判制度（1602年～1799年）

1596年オランダ船団がバンテン港に到来し、その後、インドネシアは、ヨーロッパの法に晒されることになった。1602年にオランダは、オランダ国内の関連企業を一本化し、21年間の独占的な貿易を認める特許状によって、「オランダ連合東インド会社」(VOC; Vereenigde Oost-Indisch Compagnie)を設立した。当初は現地プリブミから買い付けるヨーロッパ向けの香料等を巡る商人間の貿易取引の衝突回避を目的にした。全体46条からなる特許状には、オランダ本国企業による利益代表の方法とVOCの特権内容が規定されていた。本国企業の利益代表のために、定員60人の取締役団の上に、重役会として「17人会」(Heeren Zeventien)を設置した。特許状には、VOCの貿易やサービスの独占権、軍隊を結成する権利、要塞を建設する権利、戦争を布告する権利、知事や司法官を任免する権限、貨幣を鑄造する権利などが規定されていた⁽¹³⁾。しかし、VOCは、マタラム王国を崩壊させ、丁子栽培の中心地であるマルクをはじめインドネシア各地に支配を拡大した⁽¹⁴⁾。1799年12月31日にVOCが解散され、その翌日にアジア植民地委員会にその任務が引き継がれるまでの間、VOCは排他的な特権を恣にして、横領や腐敗をばびこらせ、独占的な経済的搾取による利益追求を貪ったといわれている。VOCは1798年に倒産しており、汚職による滅亡とも言われている⁽¹⁵⁾。

VOCによる植民地支配は、領土拡張よりもむしろ、もっぱら貿易の拡大あるいは貿易上の利益獲得に向けられており、現地の文化社会にはさほどの

関心も示さなかった。およそ350年間のオランダによる植民地時代とはいえ、オランダが実質的に全土を統治したのは短期間にすぎないとしばしば議論されるのはこのためである⁽¹⁶⁾。ただし、これは、インドネシアの法支配のあり方に大きく関わる。最も初期に制定された法律は、インドネシアに居住するオランダ人に対してオランダ商船上の船員と同じ本国法を適用しようとするものであった⁽¹⁷⁾。暴動、脱艦、規則違反などの船員の取り締まりに関する規則が多く含まれていた。また、オランダ本国のVOC当局は、1610年に到着した総督に対し、蘭領インドに関する民刑事すべての権限を与えることになったが、VOC勤務の職員の本国への忠誠と秩序維持に関してのみ規定したとされる。

これらの法律は当時の掲示方式 (plakat) によって公示された。しかし、1635年段階で、規則類が散逸混乱してしまい⁽¹⁸⁾、まとまった法令集が必要とされたため、その7年後の1642年に、「バタビア法令集」(Statuta van Batavia) が編纂された。これ以外に、VOCの支援で裁判所が編纂した主な法令集として、1750年の「モガレール法令集」(Kitab Mogharaer；ジャワの刑事アグット法を編纂したもので、VOCセマランの裁判所で利用したもの)、1760年の「フレイヤー法令集」(Compendium Freyer；プリブミ事件を担当していた職員のフレイヤー (D.W. Freyer) が共同体の首長やイスラムのウラマーから聴取収集したデータに基づき、婚姻法とイスラム相続法について、短編でまとめたもの)、1768年の「ペパカム・チレボン」(Pepakem Cirebon；チレボンの地区長 P.C. ハセレールが、チレボンの裁判官のために、ジャワに伝わる旧アグット法を収集して、編纂したもの)があった。しかし、これらはいずれも社会一般の必要からかなりかけ離れていた。

VOCの時代にも、17世紀のマタラム王国で行なわれていた「合同裁判」(Peradilan Padu) が村落レベルでそのまま採用され、原住民には、その土地の伝統的なアグット法や宗教法を基にした和解中心の裁判が行なわれていた。例えば、17世紀のジャカルタ近くのプタウイ族では、事件の当事者はそれぞれの村の指導者や共同体グループの長に付き添われて裁判を受けるという方式であった。対象となった事件は、婚姻、離婚、相続などの軽微な事件

であった。当事者の一方が判決を受け入れない場合には、オランダ人裁判官の裁判所に上訴⁽¹⁹⁾することができた。軽微な刑事事件を対象に、4～8リアルの罰金刑または100叩きの刑を執行することもできた。土地や契約に関する紛争は、土地のアダット法に従った解決が図られた。相続事件には、イスラム法あるいはアダット法が適用された⁽²⁰⁾。

しかし、VOCは、原住民の行政事務で負担を負いたくなかったため、アダット裁判所には関心を払わなかったとされ、VOCの関心は、あくまでも自らの経済的な利益を確保する上での公の治安や秩序維持に向けられていた。このため、VOCは、プリブミによる重大な刑事事件に大きな関心を払い、これをバタビアでの総督の権限下に置いたのである。当時、大半のアダット法はイスラム法と同一であると考えられ、アダット法に熟知しているのはイスラム法学者のウラマーだと決め付けていたとされている。

(2) 蘭領・英領植民地時代の法制度改革と裁判制度（1800年～1942年）

① ダンデルスによるアジア植民地委員会の時代（1800年～1811年）

1800年1月1日、オランダ政府は、VOCを廃止し、アジア植民地委員会にVOCの権限を引き継がせた。オランダ政府の方針と独自の法律を通してインドネシアの植民地政策を実施した。オランダ国王はダンデルス將軍(Daendels)を派遣し、イギリスからの攻撃に備えて領土確保を命じた。ジャワは、9つの県に分割され、県知事がオランダ政府の公務員となり、バタビア（現在のジャカルタ）では県知事に対する給与も支払われた。増税を図るため、政府用地も売却された。法制度との関連では、1804年9月27日に公布された憲章86条はインドネシア人向けの裁判所はインドネシア人のアダット法に従うべきであると規定した。ダンデルスはプリブミ社会で適用されている法律をヨーロッパ法に置き換えることに抵抗し、政府の命令と対立する場合あるいは社会一般の安寧秩序に反する場合のみに適用を限定した。しかし、法学士だったダンデルスは、アダット法の脆弱性にも気づいていたために、これを補うため、ジャカルタとその周辺において、アダット法の適用を促進するために移動裁判所の法律アドバイザーとしてイスラム法の指導者を

採用した。全体的には、この時期は、オランダが裁判にアダット法を適用すると宣言した初期の段階ということができよう。

② イギリスのラッフルズによる統治時代 (1811年～1814年)

ダンデルスの後を引き継いだジャンセン将軍 (Jansens) による短期間の統治を経て、1811年9月、インドネシアの統治はイギリスに譲られた。イギリスのスタンフォード・ラッフルズが当時のミント総督に随行してジャワ副総督となった。ジャワは19の県に分割され、県知事の権限が縮小されて、農民は土地税から解放された。ラッフルズは、裁判制度の改革を重視して、マッケンジー大佐を中心としたチームにジャワの裁判制度の実態調査を行なわせ⁽²¹⁾、1814年2月11日の布告第11号によって、インド方式の裁判制度を採用させた。「デイビジョンズ (郡) 裁判所」 (Division's Court)、「県裁判所」 (Bopati's Court)、「地区裁判所」 (Resident's Court)、「巡回裁判所」 (Court of Circuit) の4つである。

デイビジョンズ裁判所は、ウエダナ (Wedena) またはデマン (Demang) と呼ばれる郡の長とその部下から構成され、20ルピア未満の少額の民事事件のみを対象とし、不服の場合、県裁判所に対し上訴が可能であった。県裁判所は民事事件だけを扱い、県知事が裁判長となり、村長、検事、県知事の指揮下にある数人のブミプトラ公務員で構成された。判決を言い渡す際、県知事は検事と村長に判断を仰ぐ。裁判長の判断が受け入れられない場合、その事件は地区裁判所に上訴される。地区裁判所は、デイビジョンズ裁判所の権限外の刑事事件、死刑判決を伴わない刑事事件、50ルピア以上の民事事件、県裁判所から上訴された事件を扱い、地区長、複数の県知事、検事、村長で構成された。巡回裁判所は、1人の裁判長と1人の委員で構成される。死刑を含む刑事事件を担当し、裁判は陪審制を採用し、5人から9人のヨーロッパ人とブミプトラを含む人員で構成された。

ただしラッフルズは、ミント総督からジャワでは人民に対して寛大かつ冷静に政治を行なうことが基本方針だと命じられ、一般の治安に反しない限り、アダット法を尊重する基本姿勢を採用し、ブミプトラ社会を変化させるような大きな法制度改革を行わなかった。当時、ラッフルズは、アダット法

規範はそれぞれの宗教規範を基礎にしているとは考えたものの⁽²²⁾、イスラム教徒にはコーランがすべてだと主張するマッケンジーとは意見が一致しなかったとされている⁽²³⁾。また、裁判官に対しては厳格にブミプトラの法を執行するように命じていた。

③ オランダ「国王法令」の時代（1814年～1848年）

1814年8月13日、イギリスとオランダ間にロンドン協定が調印され、インドネシアの領土はイギリスからオランダに再び返還された⁽²⁴⁾。1814年の「オランダ憲法」(Grondwet) 36条は、絶対的な主権をもったオランダ国王が、植民地各地に対し、最高の権限を有し、財産権を有すると規定した。国王は、憲法上の絶対君主として植民地を管理、規制することができ、中央法令、別名、「国王法令」(Besluit Raja) によって、国王自ら、行政上の行為と人事発令の二つの決定を公布できたとされている。国王は、蘭領インドの統治を行なうにあたり、エラウト (C.T. Elout)、ビスケス (A.C. Buyskes)、キャペレン (Baron Van der Capellen) の3名を理事 (Komisaris Jenderal) として派遣した。しかし、彼らは、イギリスが統治時代に制定した法律の全体像を理解できなかったため、イギリス時代の法制度、特に地租と農業に関する法律を踏襲した。VOC時代以降、とりわけオランダ人に適用された法律が大きく改正されたり、廃止されたりすることはなかった。この時期、インドネシアでは民刑事に関する主な法律はまだ制定されておらず、オランダ本国において法典化事業がようやく端緒についたにすぎなかった。この時期のブミプトラに対する裁判制度は、イギリスのラッフルズ時代の裁判制度をそのまま踏襲したものといえよう⁽²⁵⁾。

ジャカルタ、セマラン、スラバヤといった大都市には、「高等法院」(Raad van Justitie)、「最高法院」(Hooggerechtshof) が設置され、小都市には、「郡法院」(Districtgeregtten, peradilan distrik)、「県法院」(peradilan kabupaten)、「地方法院」(Landraad, peradilan keresidenan)、「巡回裁判所」(Ommegaande rechtbanken, peradilan bergerak) が設置された。これらは、前述のラッフルズが制定した1814年の布告を引き継いだものであり、その後のインドネシアにとって裁判制度の原型になったものといえよう⁽²⁶⁾。

④ オランダによる法典化事業（1848年～1854年）

オランダ本国ではナポレオン法典を基礎に民法典編纂事業が1830年7月31日に終了し、翌年から施行が予定されていた。しかし、ベルギーがオランダから分離したため、民法の施行時期は1838年10月1日に延期された。この民法典はオランダ国民と植民地におけるオランダ人への適用を予定していた。このため、1839年8月15日、蘭領インド最高法院長だったショルテン(Scholten van Oud Haalrem)を委員長とする蘭領インドのための法典化委員会が発足した。官報1847年第23号によって公布された主な法令は次のとおりである。

- ・「インドネシアの法制度に関する一般規定」(Alegemene Bepalingen van Wetgeving (AB) ; Peraturan Umum mengenai Perundang-undangan untuk Indonesia)
- ・「民法典」(Burgerlijk Wetboek (BW) ; Kitab Undang-undang Hukum Sipil)
- ・「商法典」(Wetboek van Koophandel (WvK) ; Kitab Undang-undang Hukum Dagang)
- ・「裁判所組織法」(Reglemen op de Rechterlijke Organisati (RO) ; Peraturan Organisasi Pengadilan)

この法典化委員会の場で、オランダ法との「一致の原則」(Prinsip Konkordansi)に基づき、オランダ民法をそのまま蘭領インドに適用すべきかどうか、ジャワとマドゥーラに地方法院(Landraden)を設置した場合に本国政府の経済的負担が増加するかどうか、あるいは巡回裁判所の管轄、範囲などが議論された。特にアダット法について、議論が白熱した。というのも、成文法が言及している場合のみに慣習法が法源となりえるとの本国側の原則があり、これを蘭領インドにも適用すべきかどうか議論されたためである。オランダ人およびオランダ人と同化した人のみを対象にすべきであり、インドネシア人等には適用すべきでないと判断された。しかし、オラン

ダ法との一致に関する原則は十分に明らかにされなかった。さらに、オランダ政府の最高意思決定機関である最高評議会では、蘭領インドの専門的知識が不足したこともあり、国家金融土地副大臣であったファン・デル・フィン (J. van der Vinne) を特別メンバーに入れて、蘭領インドの議論を行なったところ、オランダに適用されている民商法を蘭領インドに直接に適用するのは異なった法・慣習・伝統をもった人々への侵略行為であるとの痛烈な批判を受けることになった。後に、これは、アダット私法の維持を規定した前述の「インドネシアの法制度に関する一般規定」への誤解に基づくものであることが明らかになったものの、アダット法の議論はこれを契機に活発化したとされている⁽²⁷⁾。

インドネシアの法制度に関する一般規定11条は、裁判官に対し、ヨーロッパ人グループにはヨーロッパ民法を適用し、その他の人口グループにはアダット法に基づく民法の適用を命じている。オランダ植民地政府は、この規定を根拠に、成文法と不文法の両方を適用した。前述の民法典や商法典は成文法の例であり、不文法のアダット民法をヨーロッパ人以外の人に対し適用した。インドネシアにおいて、異なった法システムがヨーロッパ人とインドネシア人にそれぞれ差別的に適用されるという多元的な法構造がオランダ政府によって公式化されたのは、この段階であったといえる。

しかし、人口グループ別の適用は実務上、多くの問題に遭遇した。オランダ人とブミプトラの区別基準、あるいは関連の看做し規定が上記一般規定の6条～10条によって規定されていたものの、人口グループの峻別が困難となってしまったことである。キリスト教信者をヨーロッパ人グループとみなし、それ以外の宗教を持つ者をすべてブミプトラとみなすことが一般的になったのである。信仰宗教に基づき人口グループを区別しようとしたため、キリスト教徒でありさえすればインドネシア人もヨーロッパ人と同じ法待遇を受けられることになってしまっただけでなく、宗教による同様の区別が、中国人、アラブ人、インド人等にも当てはめられることになり、キリスト教以外の信者がすべてアダット法の適用対象となり、法適用上の混乱が増大する結果となってしまったのである。官報1848年第10号3条は、キリスト教信者

のインドネシア人には、インドネシア人の法適用を与え、ヨーロッパ人扱いをしないと規定した。

他方、蘭領インドの裁判制度との関連で1847年に「裁判所組織法」が制定された。ヨーロッパ人が裁判の当事者の一方になった場合、「法廷地法」(Lex Fori)の原則をあてはめ、ヨーロッパ人にもアダット法を適用すべきかが議論された。バタビア等の大都市で行なわれる異人口グループ間の場合で、ヨーロッパ人が原告、非ヨーロッパ人が被告となった1300ルピア以上の事件では、ヨーロッパ人向けの裁判所において裁判を行うとの規定(119条2項)があり、これが特にヨーロッパ人へのアダット法適用の是非について、疑問を投げかけ議論となったのである。最高評議会側の主張には、アダット法は不安定でかつ内容も明らかではないので、ヨーロッパ人の保護と利益擁護の立場から、アダット法の適用を排除したいとの主張が強かった。前述のファン・デル・フィンの批判に対して、ショルテン委員長は、商法改正との関連で、「インドネシア人の宗教、慣習、伝統は多いに評価する。ただし、もし(アダット法の適用に伴う)影響を最小限に抑えられれば、オランダ本国の正義と平和維持にとって多いに役立つ」⁽²⁸⁾(()内は筆者補充)と発言した。これらの議論は、ショルテン委員長が紹介した「ヨーロッパ法の自発的受け入れ」(Voluntary Acceptance of European Law)の考えに収斂していった。つまり、非ヨーロッパ人は、交易などの分野で、ヨーロッパ法の適用を任意に選択できるとの立場であり、非ヨーロッパ人に限って適用を認めようとするものである。しかし、ヨーロッパ人が自らアダット法を援用する場合までも含まない。ヨーロッパ法はアダット法よりも優れており、中国人やアラブ人にとってヨーロッパ法を利用する方ががむしろ利益になると広く考えられたためと理解されている。

多元的な法制度は、1847年の裁判所組織法に顕著に示されている(表4参照)。公式的な裁判所は、国王の名において、西欧法に基づき行なう「官裁判所」(Peradilan Gubernemen)と、そうでない「プリブミ裁判所」(Peradilan Pribumi)、「自治区裁判所」(Peradilan Swapraja)、「宗教裁判所」(Peradilan Agama)、「村落裁判所」(Peradilan Desa)に区別された⁽²⁹⁾。ただ

し、これらの枠組みは、ラッフルズ時代の内容とほぼ同じであった。なお法典化事業の継続として、1846年の国王法令が蘭領インドにおける民事・刑事の訴訟法の制定を命じていた。ショルテン委員長の病気によって既に解散されていた委員会の任務を引き継ぐため、特別コミッショナーのウィッチャー（H.L. Wicher）がその任務を引き継いだ。制定された訴訟法は、次のとおりである。

- ・「民事訴訟法」（「ジャワにおける司法参事会および蘭領インドの最高裁判所のための民事手続き規則」；Reglemen op de Burgerlijk Rechtvordering (RV)；Peraturan tentang Acara Perdata）
- ・「刑事訴訟法」（「ジャワにおける司法参事会および蘭領インドの最高裁判所のための刑事手続き規則」；Reglemen op de Strafvordering (RS)；Peraturan tentang Acara Pidana）
- ・その他、警察に関する民事・刑事規則など

⑤ 「蘭領インド統治法」の時代（1855年～1926年）

オランダでは、議会と国王が衝突したことにより、1848年に立憲君主制から立憲議会君主制に移行した。その影響は蘭領インド植民地にも及んだ。1848年オランダ憲法59条は、国王が植民地と地方に対して最高の権限をもつとされ、植民地とその財産管理について、国王は必要な場合に法律を制定できると規定していた。しかし、本国での議会制度の導入によって、オランダ国王の権限は徐々に縮小されてしまった。1854年9月2日に「蘭領インド統治法」（Regerings Reglement, RR）が制定され、1855年5月1日から施行された。全体で9章、経過規定2カ条を含む132カ条から構成され⁽³⁰⁾、蘭領インド植民地統治の基本法となった。1920年の改正を経て、1926年まで継続して適用された。

本国での議会制度の導入は、蘭領インドにも影響を与えた。蘭領インド評議会が設置された（7条）。総督を議長とし、1名の副議長と4名の議員から組織され、議長以外の全員は国王の任免による満30歳以上のオランダ人で構成された。総督は国王の代理人として蘭領インドを統治するとされ（1条）、国王の許可なく、職を辞することも蘭領インドの地を離れることも許

されず、国王に対する絶対的な忠誠を宣誓した（5条）。総督に認められた権限は広く、「(本国の) 法律によって規定されていない問題、及び規定すべきでない問題、及びその解決が国王に属していない問題」について、「一般命令」を公布できた（()内は筆者挿入、20条）。総督は、緊急時に国王の裁可を留保して一般命令を公布し、重大な理由がある場合には本国の法律や勅令の公布・施行を停止することさえもできた（21条、22条）。しかし、一般施政、予算などの諸事項については、現地の蘭領インド評議会に諮問しなければならなかった。

他方、総督は、「蘭領インド植民地における人民、諸インド王侯で、自治を認めた地方において、自治制度と並立できる期間のみ」、一般命令を適用できる（27条）として、オランダによる間接統治の原則を明らかにした。諸侯は総督の監督に服し（67条）、原住民は諸侯の下で間接統治に付されることが明らかにされた。また、蘭領インド法令全書の作成も義務化された（32条）⁽³¹⁾。

RRに基づき、人口グループは、ヨーロッパ人、インドネシア人、東洋系外国人の3つに大別された。ヨーロッパ人グループには、キリスト教信者である日本人とヨーロッパ人が含まれ、原住民グループには、アッシリア人（ムア系イスラム教徒の子孫）、中国人、その他すべてのイスラム教徒および多神教徒が含まれた。キリスト教徒の原住民は、諸侯の監督下に置かれ、他の原住民と同じ地位とされた。総督は、蘭領インド評議会の協賛を得て、この分類に対する例外を設けることも可能であった（109条）。

裁判制度については、RRの第5章（74～104条）が定める。基本原則は、蘭領インドの原住民に対し、固有の裁判制度がない場合にはじめて、国王の名において裁判を行うことができる（74条）と規定されている。総督は、蘭領インド評議会の協賛を得て、原住民への適用範囲を変更し、原住民と非原住民によって裁判の適用を区別する方式を採用した。ヨーロッパ人向け民事・商事・刑事の各事件にはオランダの国内法と同じ法令を適用した。総督がヨーロッパ法を原住民に適用すべきと宣告した場合あるいは原住民がヨーロッパ人向けの民法・商法の適用を自ら主張しない限り、裁判官は、「原住

民の宗教法，制度及び慣習法を適用」した（75条）。ヨーロッパ人向け裁判で，原住民が民事・商事事件に被告人として出廷した場合には，可能な限り，原住民の宗教法，制度，及び慣習法を斟酌すべきだとし，当該事件に対して適用すべき規定が何もない場合に限って，ヨーロッパの民法・商法の一般原則を推定適用して判断するとした（同条）。司法権の行使は，一般命令によって指定された裁判官に限られるとしたものの，民事訴訟においては，「原住民相互間もしくは同一国籍を有するがため，同一視されるべき者の間の民事訴訟で，宗教法，慣習に従うべき場合で，各自の牧師や諸侯の権限に属する者に関わる場合には，これらの者の権限内にある」と拡張解釈された。裁判は公開とされ，判決はその基礎となる理由を付すべきものとされた。

⑥ 「蘭領インド立法行政法」の時代（1926年～1942年）

1918年，本国のオランダ政府は参事会（Volksraad；Wakil Rakyat）を認めることになり，蘭領インド政府もこれまでのRRに改正を行なわざるを得なくなった。1922年に改正されたオランダ憲法60条は，国王が蘭領インドの統治権を総攬すると規定し，蘭領インドの一般行政は，法律の定めるところに従い，総督が執行すると規定した。国王は統治するものの，その執行は法律によって制限されることになったのである。総督についても同じである。同61条は，法律が蘭領インドの国家組織とその他の事項を定めると規定した。

このため，蘭領インド統治に関する基本法として1855年以来適用されてきたRRは，官報1925年第415号によって「蘭領インド立法行政法」（Indische Staatsregeling；IS）に置き換わり，1926年1月1日から施行された。この法律の下で，総督は，国王の代表として任免され，国王の許可無く職を辞めたり，蘭領インドを離れたりすることを禁止され，国王への絶対的な忠誠を要求された（1条～4条）。蘭領インドにも議会が設置されたことにより，総督は，22条が定める事項を議会に諮問し，一般条令，規則を制定した（21条，81条）。在蘭領のインド艦隊および陸軍を指揮する司令長官の地位が与えられた（31条）。

ISの131条は、RR75条のコピーとも一般に称されているが、戦後までインドネシア民法典・商法典に多元的な性格をもたらした中心的な規定である。131条は、次の7項目を規定する。①民事・刑事に関する実体法と手続き法は、IS95条が定めた「総督令」が規定すること、ただし、人口グループ別あるいは地域別の適用等を明らかに区別して規定しなければならない(131条1号)、②総督令が規定する民法と商法について、オランダ人以外のヨーロッパ人に対して、蘭領インドにおける適用という特殊事情のため、総督令が規定したオランダ民法典を適用すること(同2号a号)、③総督令が規定する民法と商法について、原住民及び東洋系外国人に対し、彼らの宗教法や慣習法を基本的に適用すること(同2号b号)、④総督令で規定される刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法は、ヨーロッパ人にのみ適用されること、ただし、内容によってはその他の人口グループに対しても適用が可能であること(同3号)、⑤原住民及び東洋系外国人は、民法および商法の適用に関して、ヨーロッパ人と共通の規則に従っていない場合には、総督令の定めによって、任意の法を選択して、これに従う権利があること(同4号)、⑥アダット法が適用される地域における裁判ではまずアダット法が適用され、総督令の適用は制限されること(同5号)、⑦原住民と東洋系外国人への現行民法と商法の適用については、総督令が改正されない限り、適用されること(同6号)、である。なお、日本人がヨーロッパ人と同列の扱いに含まれている理由は、1896年にオランダと日本との間に友好通商条約が締結されており、官報1898年第49号が日本人の地位をヨーロッパ人と同等に規定していたためと理解されている⁽³²⁾。

(3) 日本軍植民地時代の法制度改革(1942年～1945年)

蘭領インドの植民地を引き継いだ日本は、1942年3月7日の法律第1号3条で、「以前の政府から引き継がれた政府のすべての機関及び権限並びに法令は、当面の間、有効と認める。ただし、軍事政府の規定に反する場合はこの限りでない」と定め、さらに同10月の法律第40号は(治政令第9号)、軍事政府を指揮するための法令として軍司令官が作成する治政令(Osamu Seir-

ei) と、その下位規則にあたる治官令 (Osamu Kanrei), 治指令 (Osamu Sirei) を制定し、日本軍大本営 (Panglima Besar Tentara Japan) がジャワの政府機関のすべてを指揮すると公布した。法令 (治政令, 治官令) の公示は、軍政監部の掲示板に日本語原本を貼付するとともに、政府の官報 (Kanpo) を発行して、行なわれた。日本軍は、基本的に蘭領統治時代の法制度を踏襲し、既に見たように、蘭領時代の法律は、特に改正ないし廃止されない限り、これを引き継いだ。ヨーロッパ人はヨーロッパ法、中国人等は選択自由、そしてインドネシア人はアダット法という蘭領インド時代の基本構図は変わらなかった。

しかし、この短期間の植民地時代に注目されるのは、いわゆる「革命的な裁判制度改革」⁽³³⁾である。軍事統治下であり、改革によってインドネシアの裁判制度が完全な統一を達成したわけではないが、制度の簡素化と迅速化に役立ったのみならず、将来的な三審制の基礎を固めたことによって、これまでの重層的な裁判構造が消滅したことである。日本軍が植民地統治に入ってから、蘭領インド時代の裁判所は閉鎖状態となっていた。まず、1942年の治軍令1号と2号によって、日本軍が占領する地域においては軍法が適用され、日本軍への反抗者、日本軍の治安と行動を妨害した者、日本軍の法令に違反した者には最高法院である「軍律会議」(Mahkamah Balatentera)が裁判を行うと規定した⁽³⁴⁾。ただし、日本人の民間人と軍人に関わる民刑事事件で、軍律会議の裁判にかからない軍法違反には、軍政法院と軍政検察局に裁判の権限が認められた。具体的には、1942年の法律第14号とこれを改正した同年の法律第34号(治政令第3号)がジャワとマドウーラの裁判制度の基本となった。軍政法院には、最高法院、高等法院、地方法院、軽罪法院、県法院、郡法院、回教高等法院、僧侶法院の8種類が含まれるが、裁判所の性格から見た場合には、普通裁判所、宗教裁判所、自治区裁判所、アダット法裁判所、軍事裁判所の5系統が認められたことになる。他方、軍政検察局には、最高検察局、高等検察局、地方検察局の3種類が含まれた。この結果、蘭領時代のすべての裁判所と検察局の名称は、次のように変更された。最高法院 (Hoogerechtshof → Saiko Hooiin, Pengadilan Agung), 高等法院

(Raad Justitie → Kootoo Hooïn, Pengadilan Tinggi), 地方法院 (Landraad → Tihoo Hooïn, Pengadilan Negeri), 軽罪法院 (Landgerecht → Keizai Hooïn, Hakim Kepolisian), 県法院 (Regentschapsgerecht → Ken Hooïn, Pengadilan Kabupaten), 郡法院 (Distriktsgerecht → Gun Hooïn, Pengadilan Kewedanaan), 回教高等法院 (Hof voor Islamietische Zaken → Kaikyo Kootoo Hooïn, Mahkamah Islam Tinggi), 僧侶法院 (Priesterraad → Soor-yoo Hooïn, Rapat Agama)。軍政検察局は、地方検察局 (Parket voor de Landraden → Tihoo Kensatsu Kyoku, Kejaksaan Pengadilan Negeri), である (表4, 5参照)。

裁判所の組織についてみると、最高法院は3人の判事による合議方式であり、高等法院と地方法院はそれぞれ1名の判事が審理することになり、これが裁判の大幅な簡素化となった。地方法院は、これまでの地方法院 (Landraad) に置き変わっただけでなく、高等法院 (Raad van Justitie) の権限の一部と、廃止されたヨーロッパ人向け県法院 (Residentiegerecht) の権限を吸収し、民事刑事の第一審裁判所として、すべての事件を管轄受理することになった。地方法院からの上訴は高等法院に対し行う。宗教裁判所は、僧侶法院と回教法院の既存の制度を踏襲した。県法院と郡法院とは蘭領時代にROが規定した管轄権限を引き継いだものだが、両法院に関わる民事事件の管轄は地方法院に移管され、両法院に関わる刑事事件は軽罪法院に移管されてしまった。また、特別裁判所 (forum privilegiatum) は1943年治政令第21号によりすべて廃止された。

1942年9月から1944年の1月までの間、高等法院の裁判官に、3人のインドネシア人が採用された。また、自治区裁判所とアグット裁判所については、上記の1942年法律第34号では言及されていないが、スマトラではこれら裁判所の存続が1944年から施行予定だった地方組織令 (Sjihososjiki-rei, Tomi-seirei-otsu no. 40, 1943) で認められていた。軍政法院の権限には、同法14条5項と6条によって、特別に新しい規定が制定されない限り、蘭領時代のそれぞれの裁判所に対応した規定が準用されるとした。ただし、軍律会議には独自の裁判管轄の権限を認めており、軍政法院によって裁判される事

件は軍律会議で扱わないと規定し、裁判言語もインドネシア語と日本語の双方を認めていた⁽³⁵⁾。

これによって、これまでのオランダ時代からの二重構造的な裁判制度は廃止された。制度の簡素化だけでなく、官裁判所が廃止され、裁判制度の一元化に道筋が示され、現在のインドネシア三審制の基礎が出来たと評価されている⁽³⁶⁾。しかし、日本軍は、アグット法を中心とする法の統一課題には立ち入らなかった。これらの動きは、裁判制度の統一に向けての大きな一歩として評価できるものの、法制度全般の改革成果を評価するには余りに短期間で判断が困難である。

2 植民地遺産としての多元的裁判制度

蘭領インド植民地時代から引き継がれた裁判制度は一様でなく、かなり錯綜していた。植民地時代の裁判制度のあり方を再度整理することで、多元的な裁判制度の仕組みが一層明らかになる。ここでは、蘭領インド時代の裁判制度を横断的に取り上げて、多元性の内容のみることにする。

蘭領時代に形成された裁判制度には、5つの枠組みがあったといえる（表4、5参照）。第1は蘭領インドのすべての地域を対象にする官裁判所、第2は植民地統治と関わりなくプリブミ自らによって行われたプリブミ裁判所、第3は多数の自治区における自治区裁判所、第4は宗教裁判所、第5は多くの村落に見られた村落裁判所（peradilan desa）である。

この官裁判所には、蘭領インドの地域別の裁判所と、ヨーロッパ人やプリブミを前提にした人口グループの区別に立った裁判所がすべて含まれている。プリブミによる裁判所とは、裁判官が国王の名の下に裁判を行わず、ヨーロッパ法の適用も行わず、自らのアグット法に基づき、県（Residenan）によってはバタビアの法務局長（Direktur Kehakiman）の了解を得て、独自の裁判手続きによって行なう場合であった。プリブミ裁判が行われていたのは、アチェ、タバヌリ、西スマトラ、ジャンビ、パレンバン、ベンクルー、リアウ、西カリマンタン、南カリマンタン、東カリマンタン、スラベシ、マナド、スラベシ、ロンボク、バリ、マルクである。さら

に、自治区裁判所は、ジャワ（スラカルタ、マンクネガラ、ジョクジャカルタ）やマドゥーラ中心に行なわれ、一定の自治機能をもったスワプラジャ（自治区）において行なわれていた。宗教裁判所は、ジャワやマドゥーラに置かれ、イスラム教に係わる婚姻、離婚、相続の事件を扱った。カデイ裁判所は、ジャワやマドゥーラ以外の地域における宗教裁判所の名称であり、バンジャルマシ、南・東カリマンタンのフル・スンガイ（Hulu Sungai）の地域に設置された。村落裁判所は、むしろ自生的に、地域を問わず発展してきたもので、オランダがこれを追認したものである。官裁判所が置かれた場所に、あるいはプリブミ裁判所や村落裁判所の場所の一部などの場所に、併せて設置されていた（官裁判所とともに村落裁判所が置かれていたのは、ジャワ、タバヌリ、西スマトラ、ランブ、バンカ、ブリトン、南カリマンタン、ミナハサ、アンボイナ）。ただし、これらのいわば非蘭領政府の裁判所は、この時期のROによってすべて同時に認められたわけではない。根拠法規では、プリブミ裁判所、宗教裁判所、カデイ裁判所は1925年のIS、自治区裁判所の手続きは、プリブミ裁判所の手続きに従い、県（Keresidenan）の監督に従っており、村落裁判所はROによっている。

蘭領植民地政府下の裁判制度は、ヨーロッパ人向けの裁判とインドネシア人向けの人口グループ別に区別され、地理的にも区別されて、重層的な構造により支配されてきた。ここでは、蘭領時代に確立した官裁判所を中心に、裁判制度の多元性を検討する。

(1) ジャワとマドゥーラのヨーロッパ人向け官裁判所

ジャワ及びマドゥーラにおけるヨーロッパ人向けの裁判所は、地区裁判所（Residentiegerecht；Court of Residence）、高等法院（Raad van Justitie；Council of Justice）、最高法院（Hooggerechtshof）の3つから構成されていた。地区裁判所はジャカルタに設置され、一人の判事と一人の書記官から構成され、第一審の裁判所となる。その管轄は、①ヨーロッパ人を対象に少額の民事事件だけを扱い、ヨーロッパ人を原告とするか中国人を被告とする事件、②インドネシア人と中国人以外の東洋系外国人の民事事件であるが、当

事者がヨーロッパ法の適用を選択した場合、③インドネシア人と中国人以外の東洋系外国人の労働契約にかかわるすべての紛争事件で、当事者がヨーロッパ民法の任意の適用を拒んでいる場合、である。

高等法院は、ジャカルタ、セマラン、スラバヤの3ヶ所に設置され、判事等の数は各裁判所によって異なっていた。地理管轄では、ジャカルタ高等法院は、西ジャワ以外に、ランブン、パレンバン、ジャンビ、バンカ、ブリトン、西カリマンタンの各地域を含み、セマラン高等法院は、中部ジャワを含む。スラバヤ高等法院は、東ジャワとマドウーラの他、バリ、ロンボク、南・東カリマンタンを含んでいた。①ヨーロッパ人に関わる民事・刑事の裁判事件で、中国人を原告とする民事事件、さらにヨーロッパ人や中国人を被告とするすべての民事事件について、②インドネシア人と中国人以外の東洋系外国人が被告となった場合の民事事件で、当事者がヨーロッパ法の適用を希望した場合、③海洋上のあらゆる物資に係わる事件で、民事および海域や河川における海賊行為と貿易サービスに係わる刑事事件など、ただし、この取り調べと裁判は、すべての人口グループに及ぶ、④裁判官同志の権限争いやブミプトラ裁判官との間の権限調整など、⑤地区裁判所からの民事事件と地方法院 (Landraad) に対する上訴裁判所としての役割がある⁽³⁷⁾。

最高法院 (Hoogerechtshof ; Mahkamah Agung) は、ジャカルタに設置され、最高裁判所に相当する (IS147条)。1名の院長、1名の副院長、3名の裁判官、1名の書記官、2名の副書記官から構成される。院長は国王が任免し、管轄範囲は蘭領インド全土に及ぶ。法院長の地位資格と身分保障は、ISの148条から154条までに規定されている。その管轄範囲は、①蘭領インド地域におけるすべての裁判の監督、②最高法院からの通達を送付命令するにあたり、すべての判事や書記官などに、説明、判断、意見を求める権限、③内部規則の制定、④法務省職員及び政府の高級公務員と参事会 (Volksraad) 議員による刑事事件、⑤県法院 (Residentiegerecht) 及び高等法院 (Raad van Justitie) で事件が棄却または妨害された場合の民事事件の一審および最終審、⑥裁判官間、政府の裁判官とプリブミ裁判官、裁判官と自治区裁判官、文官の裁判官と軍事裁判官の間の裁判官間の権限に関する争いを解

決すること、ただし、最高法院 (Hooggerechtshof) と軍事最高法院 (Hoog-Militair-Gerechtshof) の間で争いがあった場合には、総督が決する。

(2) ジャワとマドウーラ以外の地域におけるヨーロッパ人向け官裁判所

ジャワとマドウーラ以外の地方におけるヨーロッパ人向け裁判所は、県法院 (Residentiegerecht), 高等法院 (Raad van Justitie) 及び最高法院 (Hoogrechtshof) の3つから構成されていた。これらの間接統治地域におけるヨーロッパ人向け裁判所は、それぞれ地理的管轄をもっており、ジャワとマドウーラの裁判所とは異なっていた。県法院は、①第一審および最終の裁判所としてヨーロッパ人の刑事事件を扱い、3ヶ月の懲役または最高500ルピア以内の罰金刑 (没収刑を除く)、②ただし、人口グループ毎の刑事裁判を対象とした警察法院 (Landgerecht) がある場合には、除外される、③アチェ、東スマトラ、ジャンビ、リアウ、バンカ・プリトン、パレンバン、ランプン、西カリマンタン、東・南カリマンタン、バリ・ロンボック、スラベシ、マナド、トルナテの各都市における第一審として民事裁判を行なうこと、これらは、ヨーロッパ人または中国人からオランダ人または中国人以外の東洋系外国人に対する訴えであり、ヨーロッパ民法に任意に従う者の間で、500ルピア~1500ルピアの範囲内と1500ルピア以上の民事事件に区別される、④西スマトラ、タパヌリの行政地区において、ヨーロッパ人、中国人、その他東洋系外国人及びインドネシア人の間で、当事者が任意にヨーロッパ民法に従っている場合の民事裁判、さらにアンボイナ、ツアル、北イリアン、及びマルク行政地区としての西イリアンにおいての民事事件で、訴えの金額に上限の無い民事事件、他方、ヨーロッパ法に任意に従っているインドネシア人と東洋系外国人からの訴えも可能であり、訴訟金額には上限が無い。上訴との関連では、75ルピア~1500ルピア及びそれ以上の金額の訴えは高等法院 (Raad van Justitie) へ、そして500ルピア~1500ルピア、またはそれ以上の訴えは最高法院 (Hoogrechtshof) に上訴可能である。他方、高等法院は、パダン、メダン、マカッサルに設置された。パダンの管轄範囲には、アチェ、東スマトラ、リアウが含まれ、マカッサルの管轄範囲には、マナド、チ

モール、マルクといったスラベシ行政区とその権限の及ぶ範囲が含まれていた。

(3) ヨーロッパ人以外の人口グループに対する官裁判所

インドネシア人のブミプトラ・グループに対して適用された法律には、アグット法の他に、ISに基づきブミプトラを含むすべての人口グループに適用された法令及びインドネシア人人口グループに対してのみ適用されていた法令がある。民事関連で、ブミプトラを含むすべての人口グループに適用された法令として、例えば、1933年の船舶記帳関連の規定、1933年の協同組合に関する一般規則、1938年の金銭貸借に関する規則、1938年の利息に関する規則があり、さらにインドネシア人の人口グループだけに適用された法令として、1927年のブミプトラ協同組合規則、ジャワとマドウーラの長の選出について、ジャワ、ミナハサ、アンボイナのインドネシア人キリスト教徒の婚姻に関する1933年規則、ジャワとマドウーラ、ミナハサとアンボイナ、サバルアとバンダにおけるインドネシア人の人口記録に関する規則、マスカパイ・アンデイル・ブミプトラと呼ばれる1939年の規則、ブミプトラ法令と呼ばれた1939年の規則がある。これらは、アグット法といえども既にオランダ法にとって代わられた民事法が存在したことを示している。他方、インドネシア人人口グループに適用された規則では、官報1915年第732号に基づいた1918年の刑法（Wetboek Strafrecht）がある。裁判で適用された民事訴訟法では、ジャワとマドウーラで適用されたIR（Inlands Reglement）があり、刑事訴訟法では、官報1941年第44号のHIR（Herziene Inlands Reglement）が適用された。ジャワとマドウーラのインドネシア人の人口グループにとっての裁判所は、郡法院（Districtsgerecht），地区法院（Regentschapsgerecht），地方法院（Landraad）から構成されていた。他方、ジャワとマドウーラ以外の島におけるインドネシア人人口グループのための裁判所は、村落裁判所（Negorijrechtbank），郡法院（Districtsgerecht），マジストレート裁判所（Magistraatsgerecht），地方法院（Landraad）から構成されていた。

他方、東洋系外国人に対して適用された法令は、次のとおりである。初期

には、東洋系外国人の地位はインドネシア人と同一視されたので、民事刑事において彼らのアダット法が適用された。しかしその後、官報1855年第79号によって、ジャワとマドウーラについての民法で、家族法と、遺言を除く相続法以外の分野には、ヨーロッパ法と同じ民法が適用されたが、官報1917年第129号によって、1919年5月1日以降は東洋系外国人の中国人だけは別格扱いとされ、ヨーロッパの民法のすべてが適用されることになった。初期には、ジャワとマドウーラが適用対象であったが、1925年以降にはこれ以外の西スマトラ、タパヌリ、ベンクルー、東スマトラ、マナド、スラベシ、アンボン、トルナテ、チモールにおける東洋系外国人の中国人に拡大した。他方、刑事法関連では、東洋系外国人とその他の人口グループに対して、1918年以降には刑法（Wetboek Strafrecht）が適用されていた。東洋系外国人に対する手続法は特に制定されなかったし、特別の裁判所も設置されず、このため、裁判所ではヨーロッパ人裁判所あるいはプミプトラ裁判所が不統一に利用された⁽³⁸⁾。

植民地時代の基本法制度は、そのオランダ時代の植民地統治のあり方とインドネシアの多文化多民族社会の影響を受けて、地理的、人種的な直接・間接統治を混交して採用しており、一つの法システムの下に国家統合を行なうといった立場には立たず、分断的な統治を行なっていた。もちろんこのような分断的な統治を行なうにあたり、ファン・フォーレン・フォーフェンを中心としたアダット学派との当時の激しい論争をみることができ⁽³⁹⁾、このような議論をとおして、インドネシアの法的多元性はその制度的な保障を確保できたといえよう。ヨーロッパ人を初めとする人口グループ別の異なった法適用を行うとともに、ジャワとマドウーラを中心とする地域とそれ以外の地域で法の適用を区別する方法を採用した。この結果、これまで見てきたような地域別あるいは人口グループ別の法適用あるいは裁判制度の適用が生まれ、複雑な多元的様相を示すことになったのである。

しかし、このように法適用を差別化する根拠となったのは、インドネシア側の多様な民族と多元的な文化があったためであると考えられる、言い換えると、インドネシアにとって、蘭領以前の時代からアダット法という固有の

慣習法が既に多元的に存在しており、これを利用することが当時の蘭領統治にとって便宜だったということが出来よう。このため、長期間の蘭領統治によって、アダットを中心とする法的多元性は温存される一方、しかもその間に、アダット法は現地民の自らの法規範としてさらに発展を続けたということができよう。アダット法は、オランダ植民地から庶民を守るシェルターとしての役目を担ったとともに、国家法による統一を遅らせる要因にもなったといえる。のみならず、インドネシア原住民は、民法法分野でのヨーロッパ法適用の主体にはなり得ず、ヨーロッパ法適用の当事者の立場から事実上排除されることになり、ヨーロッパ人との経済取引や経済活動に伴う諸問題から事実上隔絶されてしまう結果となってしまった。さらにジャカルタを中心とする都市部の近代的な法文化と地方の農村共同体を基礎にするアダット中心の法文化も大きく分断されてしまった。アダット法に関わる法的多元性克服の課題は、独立後のインドネシア人に未解決のまま譲られることになる。

II スカルノ時代の法制度改革と増幅する混乱

1 法制度改革

スカルノ時代は、それまでの植民地時代の法体制あるいは多元的な法体質を変化させずに引き継いでいる⁽⁴⁰⁾。スカルノ自身は、オルデ・ラマと呼ばれる旧時代において、法制度改革に大きな注意を払わなかった。1961年のインドネシア法律家全国会議においてのスカルノは法律家によっては革命を成し遂げることは出来ないと繰り返し、法律家を革命の妨げ程度にしか考えていなかった。さらに、1964年の法律第19号の司法権限基本法19条は、大統領は、革命のために、国家と国民の尊厳を守り、また緊急に公共の利益を守るため、裁判事件に干渉できると規定していた。さらに1965年法律第13号の普通裁判所と最高裁判所に関する法律は、大統領が干渉しようとする裁判事件において、裁判所は一時的にその事件の審理を中止できるとさえ規定していた⁽⁴¹⁾。司法の独立が保障されなかつただけでなく、司法権限への政府の積

極的干渉を法律が認め、裁判所による司法判断を実質停止させるまでに追い込んだものといえる。

さらに、1945年憲法の移行規定第2号は、「現在するすべての国家機関と法令は、本憲法に従って新法に置き換わらない限り、そのまま引き続き有効に適用される」と定めている。この結果、内容の如何を問わず、改正されなにかぎり、植民地時代の法はすべて有効に見なされるといった混乱が生まれてしまった。このため、1945年大統領令第2号によって、「本憲法の趣旨に反しない限り」との条件が付加されることによって、憲法の範囲内でのみ植民地時代の国家機関と法令が引き継がれることになった。また、独立後の短文の憲法は、その簡潔さ故に曖昧で空白の部分に歯止めのない法解釈に弾みを与え、スカルノの革命政府に対して、単一制の原則に見られるような権力集中を容認するための法的論拠を提供した。時代的な政治混乱を乗り切り、1945年憲法への復帰を果たし、指導型民主主義体制を実施するにあたっては、法は権力集中を擁護する手段となった。法の支配原則の立場でなく、旧来の法治国家の原則の下に、法は無目的に政治の手段となり、法の政治化現象がその極を迎えたものといえることができよう。このように、インドネシアの独立にもかかわらず、植民地時代の旧態依然たる法体質は基本的にはそのまま引き継がれた。

にもかかわらず、スカルノ時代の法制度改革関連で注目されるのは、法の統一に向けてのいくつかの動きであり、初期段階の法整備の動き、国家法の研究機関の設置などがある。法制度改革について、最も初期にその必要性を唱えたのは、1947年のスポモ演説であり、経済法分野の法の統一を早急に行なうべき、さらに家族法分野の法の統一は困難であろうと述べて、大きな影響を与えた。1960年に農業基本法を制定したが、アダット法の合理化と小作農民への農地再分配を目的とするものであった。スカルノがインドネシア共産党の影響を受けて制定したとされ、法の統一に関する一致は見られず、どちらの目的達成においても失敗したとされている⁽⁴²⁾。次は、1974年の婚姻法制定に向けての法の統一に関する予備段階の動きであり、宗教省が1952年と54年に法の統一に重きを置いた法案を準備して1958-59年の国会審議に提

出したものであるが、通過せずに失敗した。その後、1967-70年にかけて再度の法案提出、さらには最終的に1973年に提出、1974年に婚姻法を制定することに成功した。法の統一に関する長い議論の末に制定させたという意味で、農業基本法とは対照的であるが、法の統一に向けて行われた成果の一つといえるものである。

また、1958年に「インドネシア法律家協会」(Perhimpunan Ahli Hukum Indonesia)、「インドネシア法学者協会」(Ikatan Sardjana Hukum Indonesia)の二つの団体の示唆により、1961年に政府が「インドネシア国家法開発研究所」(Lembaga Pembinaan Hukum Nasional)を設置した。これは、現在の法務省に付属する「インドネシア国家法開発センター」(Badan Pembinaan Hukum Nasional)の前身となるものである。この国家法開発センターは、スハルト時代において、国家レベルの法律プログラムを作成し、国家開発五カ年計画の中で法の統一事業を展開するための基礎になったといえる。

2 法制度の混乱と裁判制度

独立後の政治的な混乱期ということもあったが、法制度の面でも大きな混乱を迎えていた。独立直後のスカルノ大統領の時期における法制度の混乱を憲法改正の時期区分に対応してみることにしたい⁽⁴³⁾。

(1) 1945年憲法の時代 (1945年～1949年)

独立に伴い制定された1945年憲法の5条1項と2項によって、法律(UU)、法律代行命令(Perpu)、政令(Perpem)の3つの形式が公式に認められていた。これらの制定にはいずれも大統領が関与していた。法律では、大統領が国会(DPR)の同意を得て制定する(5条1項)。法律代行命令とは、大統領が、緊急の場合に制定する命令であり、DPRの次の会期で承認を必要とするが、法律と同等の効力をもった命令である(憲法22条)。政令は、大統領が法律を執行するために制定するものである。しかし、これら以外にも、實際上、大統領令(Penetapan Presiden)、大統領規則(Peraturan Presiden)、政府決定(Penetapan Pemerintah)、政府通知(Maklumat Pemer-

intah), 大統領通知 (Maklumat Presiden) が認められており, 制定される内容も混乱していた。例えば1948年大統領令第1号が軍隊指揮者の任命を規定していたり, 1945年の大統領規則第1号が恩赦リストを載せていたり, 1945年10月1日の政府通知が治安軍の結成を規定したりといった具合であり, この時期の法律内容の規定方法は不統一であった。法律の公示方法も日本の植民地時代のままであり, 掲示板による公示が中心であり, 官報に掲載されても裁判官にとってさえ入手が困難であり, 法令の参照は困難であった。

司法制度との関連で見ると, 独立後の短文の憲法には24条と25条の2カ条が規定されていた。最高裁判所と法律に基づくその他の司法機関が司法権を行使するとの規定と, 裁判官の資格要件についての規定である。しかし, 憲法移行規定の2項によって, 植民地時代の裁判制度が基本的にすべて引き継がれることになった。普通裁判所については, 日本軍の統治時代の裁判制度とおよそ変わっていない。日本の植民地時代の中心的な裁判所法であった1942年の法律第14号と第34号を引き継いだ。普通裁判所として, 高等法院 (Pengadilan Tinggi), 地方法院 (Pengadilan Negeri), 県法院 (Pengadilan Kabupaten), 郡法院 (Peradilan Kawedanan), 警察法院 (Pengadilan Kepolisian) が設置された。最高法院 (Mahkamah Agung) は, 1946年政府決定第9号 (Penetapan Pemerintah) によって首都ジャカルタに設置され, 1947年法律第7号が最高法院と最高検察庁の組織と権限を規定した。宗教裁判所は1946年政府決定第5号/SDによって宗教省の管轄に移されて引き継がれた。ジャワとマドウーラに見られた自治区裁判所 (Peradilan Swapradja) は規定されておらず, 廃止されたことになるが, スマトラでは日本軍植民地下の1943年地方組織令第40号によって存続したとされている⁽⁴⁴⁾。また, アダット裁判所もジャワやマドウーラにおいて事実上存続し, スマトラにおいては1943年の同地方組織令により存続した。

しかし, その後, 1945年憲法24条に基づき, 1947年法律第7号を廃止して, 1948年法律第19号の最高法院法が制定された。この法律はインドネシアの裁判制度統一に向けて注目される動きであった。インドネシアの裁判所として, 普通裁判所, 行政裁判所, 軍事裁判所の3種類のみを設置し, 村落社

会での法律事件を解決するためには治安判事（Hakim Perdomaian Desa）を予定し、宗教裁判所も設置せず、イスラム教の裁判長を置いた普通裁判所の管轄に移すことを予定していた。この法律は、裁判制度の統一を図る努力として注目されるものであったが、この法律は発効しなかった。結局、この期間、若干の法を除き⁽⁴⁵⁾、訴訟手続きを含む関連法にも大きな変化は見られなかった。

なお、軍事裁判所の設置については1946年の法律第7号が規定していたが、インドネシア共産党（PKI）が係わる1948年のマデイウン事件を契機に、治安維持をさらに強化するため、1948年の政令第37号によって軍事裁判所の管轄対象を拡大した。また、1946年の法律第22号が特別軍事裁判所（Mahkamah Tentara Luar Biasa）の設置可能性を大統領に委ねており、暫定軍事裁判所（Mahkamah Tentara Sementara）、遠隔地軍事裁判所（Mahkamah Tentara Daerah Terpencil）も規定された。しかし、1946年政令第6号でジョクジャカルタに設置された特別軍事裁判所は、一般の軍事裁判所との区別が曖昧なため、3ヶ月後に政令第11号で廃止された。遠隔地軍事裁判所の設置は1947年政令第23号に具体化されているが、これまでに設置されたことはない。

しかし、裁判制度は短期的にむしろ混乱した。憲法移行規定の2項によって旧法が適用されたことがあり、日本軍が採用した裁判制度と重なりながら、オランダが再植民地化の動きを行なったためである。オランダが直接に裁判制度を統治した地域があった。例えば、連合軍司令部（Chief Commanding Officer and Commanding Officers from Allied Military Administration Civil Affairs Branch, CCO AMACAB）は、1945年12月31日の規則（Verordening）第11号により、西ジャワ、中部ジャワ、スラカルタ、ジョグジャカルタの各地域になお蘭領植民地時代の裁判制度を認めている⁽⁴⁶⁾。不安定な政治状況下で、裁判制度を全土統一する法律がないままであり、裁判の判断や実務にパンチャシラが政治的な影を与え始めたのもこの時期であった。

(2) インドネシア連邦共和国暫定憲法の時代 (1949年～1950年)

前述のとおり、オランダは、インドネシアの独立を認めようとせず、再植民地化を図った。このため国中でオランダとの武力衝突が生じた。1949年1月1日にオランダ・インドネシア連合国家樹立構想があったが成功せず、国連の関与によって、同年8月12日ようやく停戦が成立し、オランダは同年12月30日までにインドネシアに主権を委譲することに調印した。しかし、この結果、インドネシアは、1949年12月14日に連邦共和国暫定憲法を公布して、連邦制を採用することになった。

中央政府に近い地域では、連邦憲法下において、同憲法127条に基づく法律、同139条に基づく非常事態法、141条に基づく政令 (Peraturan Pemerintah)、その他規則が適用されていた。しかし、1945年憲法を基礎にしたこれ以外のインドネシアの地域では、法律 (UU)、法律代行命令 (Perpu)、政令 (Perpem)、その他の規則が従前どおり適用された。しかも、オランダ時代の法令も引き続き適用された。連邦憲法192条が、既に存在している法令は、特に廃止改正等されない限り、引き続き有効であると規定していたためである。

例えば、この時期、オランダによる刑法典とともにインドネシアの刑法が共存し、重層的な法構造が生じたとされている。蘭領インドに適用されたオランダ植民地時代の刑法であり、官報1945年第135号によって改正された刑法 WvS (Wetboek van Strafrecht) と、1946年法律第1号として制定された刑法典 (Kitab Undang-undang Hukum Pidana) が同時に存在した。これらは両方とも、1915年の官報第732号で制定された同じ刑法に由来するが、当時オーストラリアのブリスベンにいたオランダ提督のファン・モック (Letnan Gubernur Jenderal Van Mook) が、インドネシアの再植民地化を期待して、1945年から1949年の間に刑法条文を多数改正したことによって、重層的な罰則規定が生まれてしまった⁽⁴⁷⁾。例えば、インドネシアが1946年に改正した刑法110条(1)では脅迫罪は6年の懲役だが、オランダ提督が改正した同110条(1)では過重されており、死刑、無期懲役、20年の懲役、15年の懲役となっている。この結果、同時期にこれら二つの刑法典が同時に施行されてし

まい、重層化現象が生まれたことになる。しかし、後の1958年法律第73号(官報1958年第127号)によって、インドネシアにとって唯一有効な刑法典は1946年の法律第1号だけであると整理された⁽⁴⁸⁾。

この連邦暫定憲法下で、自治区裁判所、アグット裁判所、宗教裁判所が公式的に認められることになった(144条以下)。他方、普通裁判所では、ジャワとマドゥーラでは、高等法院、地方法院、警察法院、県法院、地区法院、これ以外の地域で、郡法院、郡会議(Majelis Distrik; Districtsraad)、マジストレート裁判所、警察法院、村落裁判所が認められた。最高法院も連邦暫定憲法147条で制定されたが、組織と権限は1950年の法律第1号によって規定された。また、これ以外に、1950年法律第3号によって、死刑判決が確定するまでの14日間以内の間に大統領に請願する恩赦制度(grasi)が採用された。さらに、軍事法院も連邦暫定憲法の159条により規定された。このように、オランダの再植民地化の過程において、連邦暫定憲法の下で、とりわけジャワとマドゥーラ以外で、これまでの裁判制度の統一の動きとは逆に、裁判制度の重層化が再び進行してしまうことになった。裁判への超法規的な政治干渉が強まるにつれ、裁判制度の統一と裁判の自由にも大きな関心が払われ始めてきた。法治国家における法の優位(supremasi hukum)、裁判官の法適用に対するパンチャシラ指針の役割、連邦制度下における裁判の自由、最高裁判所の役割、司法審査、特別裁判所、行政裁判所の不存在などの議論に関心が払われ始めたのもこの時期である⁽⁴⁹⁾。ただし、裁判制度における重層構造は引き継がれることになり、裁判統一に向けての法的な動きはみられなかった。

(3) 1950年暫定憲法下の時代(1950年~1959年)

1950年1月1日に成立した連邦制国家も経済の混乱、議会の混乱により、同8月15日には旧憲法が停止され、同17日に連邦制から再び単一制国家に復帰することになった。この1950年の暫定憲法の下で、大統領が国家及び内閣の長となり、議会に対して責任を負うといった近代的な西欧型の議会制度が導入されたのであるが、憲法の内容は単一制共和国家の原則を除き、連邦制

時代と大して変わらなかった。多党乱立と政党間対立の末、内閣は政治安定を図れず、頻繁な政権交代を繰り返すだけであった。この時代においては、同暫定憲法89条に基づく法律、同96条に基づく非常事態法 (Undang-undang Darurat)、同98条に基づく政令 (Perpem)、さらに実施規則として、85条に基づく大統領令 (Keppres)、大臣規則 (Peraturan Menteri)、大臣令 (Keputusan Menteri)、133条に基づく地方規則 (Peraturan-peraturan Daerah) が認められていた。

裁判制度の関連では、1951年非常事態法第1号は、次の4点を規定した。第1は、単一制国家に合わない裁判所はすべて廃止するという原則であり、第2は、すべての自治区裁判所、アグット裁判所を段階的に廃止し、第3は、宗教裁判所を継続し、第4は、民事および刑事事件の第一審裁判所として地方裁判所を設置し、上訴審として高等裁判所、最終審として最高裁判所を設置するという内容であった。地方裁判所にすべての人口グループからの事件を集中管轄させた。単一制原則に符合させるため、暫定憲法102条を根拠に、オランダ時代から引き継がれた裁判制度の権限と手続きすべてを一掃して、制度統一を図ることが目的とされた。これは、普通裁判所における重層構造が廃止されことを意味している。具体的には、マカッサルの高等法院、マカッサルとメダンの上訴裁判所、地方法院と警察法院などの二次大戦後に設立されたすべての裁判所が廃止され、すべての警察法院の実務がそれぞれの土地の地方法院に移譲され、すべてのマジストレート裁判所、県法院、地区法院、郡法院、村落裁判所が統合されることになった。自治区裁判所やアグット裁判所も次第に消滅すべきとされたが、これらの要素を引き継いだ宗教裁判所は存続することになった。自治区裁判所とアグット裁判所がすべて一斉に廃止されなかった理由は⁽⁵⁰⁾、本法律の公布と同時に制度すべてを廃止して、裁判官を確保することが困難だったためである。

(4) 1945年憲法に復帰後 (1959年～1966年)

1950年憲法が暫定的であったため、これを恒久化させるために憲法制定会議 (Konstituante) が設置されたが、解散されて暫定国民会議にとって代わり

れた。1959年7月5日の大統領令に基づき、インドネシアは1945年憲法に復帰し、「指導される民主主義」体制に移行した。行政への極度の権力集中を可能にする憲法体制が可能になった。

1945年憲法に基づき公式的に認められていた法の形式は、法律（憲法5条(1)）、法律代行命令（Perpu、憲法22条）、政令（Perpem、憲法5条(2)）、実施規則であった。しかし、1959年の大統領から国会議長に対する1959年8月20日付けの大統領通知（No.2262/HK/1959）によって、実施規則の種類は、次のように整理された。①大統領決定（Penetapan Presiden, Penpres）、②大統領規則（Peraturan Presiden, Perpres）、③政令（Peraturan Pemerintah, Perpem）、④大統領令（Keputusan Presiden, Keppres）、⑤大臣規則（Peraturan, Menteri Permen）、⑥大臣決定（Keputusan Menteri, Kepmen）である。これらは、本来大統領が危機状況に対応し易くするために準備されたものだが、実際には、これらの規則命令が法律の定めるべき内容に入り込んだり、大統領規則が法律や政令が規定すべき内容に侵入したりして規定するなど、法形式の混乱が目立ってしまった。この結果、法令相互間には体系的矛盾を含む重層状態が作り出されてしまった⁽⁵¹⁾。1945年憲法を根拠としない法令が増え、最高裁判所でさえ、指示、回状（Surat Edaran）などによって本来の権限を逸脱してしまった時期であり⁽⁵²⁾、法形式は混乱に陥ってしまった。その原因は、この1959年の大統領通知にあったといえよう。

裁判制度については、「指導される裁判制度」とも称されるように、いっそう政治色を強めることとなり、裁判所と裁判官の自由は大幅に制限されることになった。第2章の冒頭に見たとおり、1964年の法律第19号「司法権限基本法」が制定され、さらに1965年法律第13号「普通裁判所と最高裁判所法」はこれを改正して、普通裁判所と最高裁判所の各組織と権限を詳細に規定した。この法律の3条は、裁判を社会主義社会に向けてパンチャシラに基づき革命を実現するための手段として位置づけた。3人の裁判官から構成され、すべて判決は公開されると規定した。ただし、政府との関係で、すべての裁判所は、政府から要請があれば法律問題に対して、照会、助言などを行なうことができ⁽⁵³⁾、さらに「革命のために、大統領は、国家・民族の名誉

と社会利益が要請される場合、裁判所の問題に立ち入って、干渉することができる」(29条)とされ、大統領による裁判干渉が公式に認められたのである。他方、1965年法は、最高裁判所と普通裁判所について、大統領が干渉する事件においては、取り調べを直ちに中止し、大統領の決定を法廷で発表すると規定する(23条)。1964年法の公式逐条解説は、裁判所といえども行政政府および立法府の権限から自由でなく、国家と民族にとって大きな利益がある場合には、大統領は民事刑事の事件に干渉できる、さらに先進国には当然の三権(trias politica)はインドネシアの国家法にはまったく居場所がない、と説明する。のみならず、14条の逐条解説では、裁判は革命の手段として位置づけられたために、裁判官が刑事判決を行なう前には検察側との協議(musyawah)を行なうべきことが義務付けられた。また、1964年法律第21号により農地改革裁判所が設置され(1970年に廃止)、1961年の第15号で検察官法が制定され、司法省から区分された。

III スハルト時代の国家開発計画と法制度改革 (1966年～1998年)

スハルト時代の特徴は開発を重視し、国家権力体制を固めたことである。経済開発への過度の傾斜のために、国家制度が強化されたと見るか、あるいは調和的な国全体の発展が達成できずに、国家制度が歪んでしまったと見るか、大きく考えが分かれるところであろう。スハルト体制時代の功罪はすでに、本論および様々な一般の資料で議論されているので、あまり立ち入らないことにする。ただし、スハルト体制下では、法制度改革がきわめて消極的に行われたにすぎず、しかも「バンチャシラ法学」とも呼ばれるような一種の国体観念下のイデオロギーによって、法律研究への自由な言論を禁止していたことがある。法が政治に歩み寄るといふ現象より、むしろ政治が法を統治手段に利用するために歩み寄るといった意味で「政治の法化」現象が見られたといえよう。やはりスハルト時代には、開発全体における法の優先順位はかなり低く、まさに日陰の身に置かれながらも、国家法の開発の必要性を

強調してきた時代といえよう。法制度改革の状況を公式なデータを含めてきちんと見ておく必要があるであろう。このためには、開発体制を重視したスハルト体制下で国家計画の公式文書として最も注意深く作成された国家開発五カ年計画において議論されてきた法制度改革の内容を見るのがどうしても必要である。現在から見ると、内容的にはもちろん開発に傾斜しすぎており、本来の民主的な法を目指すといった姿勢からは円満でなく歪んでいる点が多い。のみならず法制度改革に対する姿勢も概して消極的である。しかし、インドネシアが抱える国家統合という大きな課題の下で、経済開発をまず優先させた開発体制の段階において、法制度改革として何を課題として、何を行ったかの議論は、予断を抜きにするためにも是非必要である。ここでは、開発5カ年計画自体の性格と評価はむしろ別途行うことにして、むしろ国家大綱（GBHN）に基づき、開発体制のバイブルともなってきた国家開発5年計画の中で、公式的に議論されてきた法制度改革の内容に率直に目を通してみたい。これにより、概して政治批判から始まりがちなスハルト時代の法制度改革の議論を国家法形成の展開過程の側からも理解することができるであろう。ただし、国家開発計画といえども、文書の政治的性格をまったく捨象できるものでないことは当然である⁽⁵⁴⁾。

各国家開発計画において、法制度開発に与えられた優先順位が異なるために、各計画書の中で置かれた「法律」の章の順番と名称は異動している。各計画書において、法律の章の内容は、序、法制度の現状、問題所在、政策対応、プログラムといった内容でおおよそ構成されている。本論において、かなり冗長となってしまいが、インドネシア側でもこのような整理に立った議論が行われていないようなので、あえてこの膨大な公式文書をここで整理要約することによって、何がスハルト時代の法制度改革の課題であり、何が政府により実施されてきたのかを一次データから把握してみたい⁽⁵⁵⁾。なお、ここでは分析を行う十分な余裕がないので、まずデータを整理し、その後でスハルト下における法制度改革と裁判制度改革の特徴について、若干の検討を行なうことにしたい。

1 開発5ヵ年計画に見る法制度改革

(1) 第1次開発5ヵ年計画第13章（1969/70年～1973/74年）

全体は、A（法体系）とB（解説）から構成されている。ここでは、Aに沿って見ていく。

① 序 文

インドネシアは法律を基礎とする法治国家観に立っており、「法の支配」を次の3つの要素を通して実現する。①基本的人権重視、②自由で公正な裁判所、③形式のおよび実質の意味における合法性である。ただし、開発5ヵ年計画の遂行にとって、開発状況、必要性、社会の熱意に適合した法体系が必要であるため、法の開発が開発の妨げとなったり、開発に不一致であったりしてはならず、開発遂行のための「法の枠組み」に役立つ法整備を行なうべきだとする。この場合、パンチャシラを基礎とした法秩序を創造すべきだとする。

② 現状と問題の所在

個人または組織の権限乱用による基本権侵害が多い。立法府・立法過程と法執行の2つの分野に問題がある。前者の問題には、①1945年憲法実施からの逸脱、②1959年7月5日の大統領令の公布、③1945年憲法に不一致な法令が存在すること、④植民地時代の封建的な法に置き換わり、パンチャシラ民主主義に合致するような国家法に関する法がないこと。後者の問題には、①迅速かつ秩序のある司法行政が不在、②行政当局の権限乱用から国民を守るための行政法が不在、③勾留、没収、取調、手続き違反への対応、④裁判所への超司法的な要因の影響、⑤証拠、没収物、罰金、費用、補償費用などの行政面の改善、⑥監獄での矯正制度など、⑦汚職と密輸、⑧文民と軍人の法適用の不一致、⑨社会一般での法の不遵守、⑩人事給与面の問題、があると指摘している。

③ 政策と対応

立法・立法過程の問題への対策として、①社会福祉、財政、国防治安、政治関連の法令を憲法と国民協議会決定に基づく実施、②刑法、商法、刑事訴

訟法，民事訴訟法について制定準備を行うこと。法執行への対策として，①迅速で秩序ある司法行政，民刑事手続きの確立，法曹の能力向上と清廉さの促進，②行政法の制定に着手，③手続法の中で，勾留，取調，没収，係官の権限などの統制と命令系統を形成すること，④独立かつ公正な司法行政を確立するため超司法的な要因を排除，裁判官の身分保障など，⑤証拠，没収品，罰金，補償などの改善，⑥監獄法の改正と処遇にパンチャシラを導入，⑦出入国管理措置の改善，出入国・税関・警察・検察官等の中の権限調整，⑧文民と軍人の中での無差別的な法の執行と適用，⑨社会一般の遵法精神高揚，⑩人事給与面の改善，教育訓練の実施，⑪裁判所と検察庁の機能回復と拡大，法律図書館と法律文献調査の実施，がある。

(2) 第2次開発5ヵ年計画第27章（1974/75年—1978/79年）

全体の構成は，序，現状と問題，基本政策，対応と提言から構成されている。

① 序

法秩序と治安は国家統一を強化するインフラとして，また近代化と全般的開発を支援するためのインフラとして役立ち得る。法分野の開発は，次の3点を通して実施されるべきである。①社会の法意識に配慮しながら，個別分野の法を制定，改正，統一して，国家法を強化，完成する，②法律機関の機能に応じ優劣をつけること，③法律を執行するための能力と権限を向上させることである。

② 現状と問題

法律分野の問題点は次の通り。①法律は近代化と開発を支援するための手段であるので，法律の強化は，開発分野の各政策と直接結びつかなければならないと強調されており，この計画期間中の，社会文化，環境・天然資源，経済生活に関わる法整備の必要性を指摘する。②法は，開発をさらに進め，秩序と治安を維持するための道具として，また計画的な開発の遂行にとって必要だと強調する。法の執行機関（警察，検察官，裁判官）とその他の執行機関（監獄看守官，公務員，出入国管理官，税関職員，収税官等）の間に，調和

的かつ強固で協力的な分業体制が不可欠だとする。③司法府の強化が必要であり、迅速、公平、かつ公正な司法行政を達成し、④刑事犯への刑の執行に関しては、社会復帰のための教育刑的配慮が必要だとした。⑤行政手続きの整備の必要性についても同じである。

③ 基本的な施策

これらの問題点に対し、6点の施策を指摘する。①法整備強化のため、全体的な国家法計画や長期的な法秩序の確立の枠組みの中で、短期的な法制度改革を実施する。まず経済開発と社会改革に指針と方向を与えるため、開発計画を支援する法令の起草が必要である。開発のニーズに沿った法令起草の優先順位を決定し、立法計画を毎年策定する。政府と国会は立法活動によりよい指示を与える。国家法を法典化する努力を継続しつつ、法の統一に努める。また、社会で遵守されている慣習法は、国家統一と開発推進のために強化される。さらに、法整備と法の開発を強化するため、大学の法律研究所との協力により、国家法開発研究所を完成させる。②法の執行は社会の法秩序と治安に向けられ、法の執行機関の責務を高める。例えば、取調初期の段階では、警察と検察庁間の協力を強化する。また、社会における法と執行への信頼を向上させるため、社会的弱者に対する法律扶助制度を含む社会支援活動を行う。③裁判制度として、社会構成員の正義感を満たしながら、迅速で低コストの裁判手続きを強化する。刑事手続きにおいては、法と司法機関の開発を行う。この目標を果たすため、社会の人々が既存の裁判制度を通して、紛争を解決する法意識を啓蒙させる努力を行い、行政裁判所の設置に努める。④犯罪防止と再犯防止のため、受刑者の社会復帰制度を改善する。青少年非行について、社会指導と児童ケアが必要である。⑤許可や監督との関連で、行政サービスが法律問題に関して適正かつ公平に行われることが必要である。⑥法学教育と法律相談は、国家法を強化するために必要である。社会を発展させ、技術、創造性、法と正義を守り公共の利益への責任感と関心をもった学徒を育成する目的で法学教育が必要である。法の執行者が国家や社会の人々を守る姿勢を向上させるため法学教育と法律相談が必要である。

④ 対応と提言

①社会経済開発に適した法律および関連規則を農業、工業、鉱業、通信、貿易分野で制定する。特に経済開発分野で必要とされている法令は、次のとおり。(イ)企業形態、特許、商標、著作権、衡量法、(ロ)高速道路交通、内海航行・航行法、船舶担保法、担保法、航空輸送・航空安全、(ハ)土地の利用・所有・耕作手続き、国及び地方の財源、(ニ)農漁業とプランテーション原則、農業生産設備・畜産の健康・天然資源の保護・森林保護の監視。これら以外に、法秩序の安定と行政の安定化に資するために、地方政府組織、政党、最高裁判所の組織権限手続き、受刑者の社会復帰制度、行政裁判所、市民権、出入国管理、農村関連の法律整備。さらに、児童福祉、労働契約、環境、都市農村の基本規定、医薬品の生産流通、麻薬、伝染病、出版の自由と責任。メディアなども検討して、法制化する。なお、刑法、刑事訴訟、商法、民法、民事訴訟などの国家法の法典化も継続して努力すべきであり、国家法の開発を推進する枠組みに立って、すべての立法に関わる政府機関での協力と効果的な調整を促進強化する。このため、国家法開発研究所がこの活動を支援し、地域指導者の参加と法律専門家組織の参加を要請する。法律関連の調査、資料収集、報告書の作成などを行う。②法の執行では、構造的、手続き機関の開発の両面から完成させる。人的物的インフラに関わる執行のための機関能力を強化する。取調の手続きと実施方法を完全にし、検察による訴追能力と裁判所の判決実施を完全にする。破壊活動防止に努めるとともに、進行中の開発活動を防護する。密輸や脱税などの経済犯罪に対するキャンペーンを強化し、歳入源を確保する。経済法の分野では、経済活動の発展を保証し、所有権、土地の上の利用権、労使関係秩序などに注意を払う。汚職撲滅は国家財政と富の安全を守る立場から強化される。密輸、脱税も同様である。③裁判制度の強化との関連で、裁判所における事件の混雑があり、判断の質と公平さを確保した上で、緊急に解決する必要がある。第2次開発計画期間中に、必要に応じ、第2行政区に地方裁判所を設置する。裁判外における紛争解決である仲裁処理機関も重要である。④監獄制度の改善としては、犯罪者の社会内復帰を促進し、少年犯罪者には家族によ

る教育を行う。⑤行政手続きの改善（略）、⑥法学研究と教育（略）。

(3) 第3次開発5ヵ年計画第23章（1979/80年—1983/84年）

本計画は、方向と基礎、現状と問題、政策と対応、プログラムから構成されている。

① 方向と基礎

GBHN が指摘するように、国家開発を達成する過程で、国家利益の点から群島国家に唯一の国家法が必要であり、このため法の統一が重要である。社会の法秩序と法的保証を向上させることによって、強固な安定を創造できる条件を形成できる。これからも継続して法を開発する必要がある。特に法分野の開発のため、GBHN は次の方向を示している。①インドネシアにおける国家法の開発とは、パンチャシラと1945年憲法に含まれた法秩序の源を基礎にする、②法分野の開発とは、法律が全分野の開発レベルに合わせて、ニーズを十分に満たす方向へと導き、法秩序、法の確実性を創造し、さらに開発の実施を円滑に行なうことを意味している。このために必要な努力は、a) 法典化により、社会における法意識に配慮しながら、特定領域における法の統一によって法典化作業を行い、国家法の開発と国家法の推進を向上、完成させること、b) 法律を執行することにより、各機関をそれぞれの機能と権限に合わせて秩序づけること、c) 法律を執行する機関の能力と権限を向上させること、d) 資力が不足する社会集団に対して、法律扶助の実施を支援すること、③社会における法意識を向上させ、これによって権利義務の保護、人間の価値と尊厳への公正さと保護、1945年憲法に沿った法秩序の保証、法を執行する者の姿勢の向上、④行政裁判所の設置、⑤国家法の開発のために、パンチャシラと1945年憲法に照らして、国民の権利義務に関する法令を整備すること、である。

② 現状と問題点

法分野の開発努力を通して、法秩序と保障さらに民族統一の発展と全体的な開発に役立てることを目的とする。第2次開発5ヵ年計画において、法整備、法執行、裁判制度の開発、監獄制度の拡充、法律行政の推進、法学教

育・調査の発展の端緒につくことが出来た。例えば、第一番目の法整備との関連では、会計検査院法、婚姻法、地方政府基本法、社会福祉基本法、公務員法、政党・ゴルカル法、総選挙法の改正、国民協議会・国民代表議会・地方国民代表議会の組織地位に関する法改正、東チモールの統合に関する法、複数の国際条約の締結など、重要な法令をいくつか改正制定した。また、刑法、民法、刑事訴訟法、民事訴訟法の分野では、法典化に向けて努力した。また、法律草案や研究活動を大学機関などとともに実施した。群島理論の議論展開を国際的、国内的に行なった。また、政府機関と議会の協力で、法案を作成し、立法過程をいっそう目的的、生産的、効率的に行なうことができた。この5カ年計画によって、法の開発に関わるプログラムの実施で、法の開発、執行、適用の場面における法制度を設けることができたので、これをさらに第3次計画において開発する必要がある。特に労働法分野では中央と地方政府の双方で秩序と原則を確立する必要がある。これによって、社会は、法からのサービス、行政からのサービスを、良好な法秩序とともに享受できることになる。

③ 政策と対応

GBHNにおける法分野の基本政策として、第3次開発計画においても、第2次開発計画を引き継ぎ、法の正義と法による保護の機会を拡大させるとともに、①法整備、②法の執行、③裁判制度の開発、④監獄制度の拡充、⑤出入国管理を含む行政手続きの推進、⑥法学教育および法律調査の発展を行うことを示している。具体的には、①について、長期的な視点に立って国家法の刷新化計画と法秩序の形成を行なう。法の開発は、すべての分野に基準と方向を与えるものとして理解され、特に経済開発を支援し、開発に伴う社会変化に対応する法を整備することが必要である。国民の権利義務の向上に関わる法整備が必要であるが、パンチャシラと1945年憲法の実現の趣旨に沿って行う必要がある。特に、環境法と土地法の整備は、国家開発の基礎を強化する。また、国民の必要あるいは熱意に沿わない法令を改正し、開発の必要と社会の法意識の発展に見合った新法令を制定する必要がある。また、国家法の法典化と特定分野での法の統一は、社会の法意識に留意しながら行な

う。アダット法が特定の社会でなおも適用されている場合には、民族の統合と社会発展に向けて、継続的に発展させる。判例集の編纂も裁判による法源の形成として推進される。行政裁判所においても行政法関連の判例を蓄積して、判断の基礎を発展させる。この点では、法律専門家により法律基本課題についての研究を進展させ、大学の法律研究所や法律専門家との協力関係を強化する。②については、その政策目的は社会における法律秩序の確立と保障にある。社会での法意識の向上を通して、権利義務の理解を促進することを目的にする。また、法の執行者の能力向上も併せて行なう。警察、検察、裁判所、さらに行政事務官、出入国審査官、監獄看守官などの政府機関職員とともに、法の執行に責任を有する諸機関の機能、任務、権限などを規定する。法の執行にあたり、社会における法と執行機関に対する信頼醸成が必要であり、貧者中心に効果的な法律扶助を実施する。③については、各裁判所は、司法が独立して権限を行使できるため、政府からの影響を含む外部権力の影響から解放される必要がある。裁判官については、法律と条理に基づき裁判できるようになる必要がある。ただし、地方法院、高等裁判所、最高裁判所及び宗教裁判所の判事は、開発過程における政府の一般政策と社会正義を理解しなければならず、このためには、憲法秩序、パンチャシラとその関連文書、GBHN を遵守しなければならない。裁判手続きは、簡素化、迅速化、誠実さ、低コスト化に努め、社会各層の公平感情に合致させなければならない。さらに行政裁判所の設置に努め、公務員の法律違反に関する事件を取り扱い、清潔、有能、尊厳ある行政を実施する。④については、社会治安と法意識に配慮しながら、犯罪者と非行児童の社会内処遇を行い、彼らの社会復帰に努める。⑤については、行政手続きをより簡素化しながら、社会サービスの向上に努める。とりわけ、出入国管理手続きを簡素化し、国内の不法滞在者に対する監視を強化する。⑥については、法学教育・訓練の強化によって、法執行の能力、技能を向上させる。

④ プログラム

新しく設定された項目であり、ここでは、5つのプログラムが設定されている。①国家法の開発では、法の法典化と統一が必要である。法制化に優先

順位を与え、経済社会生活の近代化を促進する。法典化の努力を、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法、商法、行政法、労働法の分野で行う。特に法整備が予定されている分野は、農業、森林保護、環境、港湾、道路、不動産（建物）担保、海運保証、工業、知的財産、健康、衛生、労働安全、解剖、養子、産児制限、教育、防衛治安、農村政府、土地利用、都市建設、法律扶助、行政裁判所、刑事訴訟手続き、普通選挙等。②裁判制度の改善と法執行では、まず、裁判制度の発展のために、4点を指摘する。(1)裁判所建物を建設・修繕・拡張する。(2)第一行政区に高等裁判所、第二行政区に必要なあわせて地方裁判所を設置する、(3)組織を拡大し、裁判官等を増強する、(4)多様な職種を開発すること。さらに法執行との関連では、各法の執行機関の機能、権限を明らかにし、検察と警察の協力で、事件の取り調べや判決の執行を向上させる。監獄制度、行政手続きの発展を行う。③法制度教育と国家法開発のための研究については、国民に正義と保護を与え、法意識を高める。税関、出入国管理官等には、能力向上のために職員研修を実施する。④行政機関の効率化実現（略）、⑤政府組織（fisik pemerintahan）強化への提言（略）。

(4) 第4次開発5ヵ年計画第27章（1984/85年—1988/89年）

① 序

GBHNは、国家開発の原則の一つは法意識の向上であると指摘するが、これは一人一人の国民が法を常に守ることを意識して、国が法を執行し、法的保障を確保することである。全土にわたり法の統一を達成することは、一つの国家法の存在を意味している。第4次開発計画では、秩序維持と法の確実性を向上させて、開発を支援する。社会の創造性を開発させ、生活の欲求を向上させ、開発過程に社会の参加を促すこととする。GBHNの方向付けは、4つである。①パンチャシラと1945年憲法に基づき、法治国家を開発建設する。②法の開発建設の方向では、すでに達成した開発の成果を確実にし、法秩序と法的保証を通して、より確実な環境を創造し、繁栄達成のための開発を確保する。③法の開発建設は、社会の法意識に配慮して特定分野の

法典化や法の統一を行い、法改正を通して国家法の開発を向上・完成させ、法律の執行機関の地位と役割を向上させ、法執行者の能力向上を図り、不足している社会に対し法律扶助を行い、法の開発への意識を高め、社会の法意識向上に努める。④国家法の開発努力により、国民の権利義務を向上させる法律を整備する。政府の汚職を撲滅するための政府の責務、権限の乱用、国家資源の浪費等に法の執行は関連する。④国家法の開発は国民の権利義務を含む法整備に対応する。

② 現状と課題

法律は国民に保護を与え、秩序と正義を確保する保証として機能しなければならない。第3次開発計画の期間には、法の開発、裁判制度の開発、社会の発展、並びに出入国管理に関する行政手続き、法律専門家の教育訓練、法律扶助、法執行分野の機関を含む法整備が実施された。

③ 政策と対応

第4次開発計画においては、GBHNが示す次の方向に沿って法の開発を行う。①国家法の開発、②法の執行、③裁判制度の発展、④監獄制度の発展、⑤法律サービスと出入国管理、⑥法学教育と研修、⑦法律扶助と法律研究、⑧政府機関の効率性向上と監督の強化について基本政策を打ち出している。第3次計画において、国家法開発にとっての基礎を固める準備を行った。国家法の基礎固めは、第4次開発の期間内に終わるよう努めるべきである。法の開発は国民、社会の熱意に支えられている。第4次開発計画で法の開発建設として考える具体的な点は次のとおりである。①国家法の開発であり、多くの分野でさらに法整備が必要となるので、法分野のすべてにおいて整備に優先順位をつける必要がある。また、第3次開発計画において未終了の法案をすべて完了すべきである。まず当面、国民の権利義務に関する法と行政裁判所法をはじめとして、さらに高層建築法、海洋法、空・宇宙法の整備である。法整備との関連で、研究および特にASEAN諸国との法制度比較が必要になっている。旧法を改正し、社会の願望にあった新法を、社会法を含めて整備する必要がある。アダプト法は各地でなおも明らかに適用されている。国家法のどこに位置づけるかを検討するためにも詳細調査を引き続

き行わなければならない。民族の統一・統合と社会発展の方向付けを見定めるためにも必要である。さらに、裁判所の判例を編纂、目録化し、機械化することにより、人々は迅速かつ簡便に判例と適用されている法律について知り得ることができ、法律の予見可能性を保証されるとともに、裁判所での法の統一が進展することになる。さらに、インドネシアの法律専門家によって法律的な基本課題を検討することにより、相当に国家的でパンチャシラの精神をもった法律学の知識も発展できる。このためには、中央政府の機関、大学などの研究機関との協力を強化し、国家法秩序の基礎を完成するため、優先順位を決める必要がある。法令集の印刷と社会への普及が必要であり、判例集も文献化や機械化を通して、普及すべきである。②法の執行は、社会における法秩序と法の予見可能性を確立する上で必要であり、法執行にあたる検察、警察、裁判官の能力と権限を向上させ、法執行にあたる機関の地位、権限等を発展させることに努める。検察庁事務所、検察庁、地方検察庁、出入国管理事務所、矯正施設、国際的な海港・空港での出入国事務所等の事務所建設も、法執行の意識向上のために必要である。③裁判制度の発展であり、自由で、外部からの権力的な影響から解放された司法権限を確立し、裁判官にも誠実さと正義感に立った判決の自由を保証する必要がある。しかし、裁判官には政府の一般的な政策を理解させることが必要である。裁判手続きの迅速性、経済性、効率性が求められる。公務員の違反を申し出るために行政裁判所法の制定を急ぐ必要がある。④矯正施設の建設が必要である。刑事訴訟法を制定しており、矯正施設の建設は法の趣旨に合致する。⑤法律手続きの簡略化、組織の簡素化、能力向上、人員確保を通して、迅速、正確、秩序あるサービスを社会に提供する。⑥法学教育・研修（略）、⑦法律扶助と法律研究（略）、⑧政府機関の効率性向上と監督の強化（略）。

④ プログラム

上記の「政策と対応」に対応して、6つのプログラムが用意されている。

- ①国家法の開発プログラムは次の3点を含む。(i)法案作成、(ii)法律文献化システムと法律情報のネットワークの発展、(iii)法律研究の発展である。(i)法案の作成にあたり、メカニズムと方法を改善向上させる必要があり、

法案の種類分野などでの優先順位と方向付けが必要である。法整備が未達成なのは、法令に関する一般規定、民法、刑法、民事訴訟法、商法、国際民事法。国内海洋、空・宇宙及び土地に関する3分野の法制定にあたっては特別な注意が必要である。準備中の法案は、農業、牧畜、工業、鉱物、エネルギー、森林資源保護、交通、不動産（建物）担保、海運保険、観光、通信、商標、衛生、労働安全、産児制限、教育、土地利用、都市計画、法律扶助、損害賠償・補償、行政裁判所、行政訴訟手続き、少年法、出入国管理、取引、協同組合、国内移住、1962年第3号（逮捕・追放）の改正、株式会社、財団、仲裁、司法書士、特許、最高裁判所の組織権限と手続き、検察、普通裁判所の裁判制度、治安等（一部略）。法令を編纂するために研究機関と協力をを行い、アダット法事例を含む判例の検索と機械化を行う。(ii)法律文献化システムと法律情報ネットワークの発展（略）、(iii)法律研究の発展において、法律研究だけでなくアダット法の文献を検索するとともに、アダット法の検索を全土にわたり行い、また法律用語の発展のために法律辞書の編纂を行う。②裁判制度の発展と法の執行プログラムは、裁判制度の発展・法の執行、監獄制度、法律サービス・出入国管理、法律扶助と法律研究の5つを含んでいる。裁判手続きの迅速化、経済化（コストの引き下げ）、効率化のために、最高裁判所建物の建設を完成し、高等裁判所と地方裁判所の建物の建設・改修・拡大および設備の拡充を行い各第一行政区にそれぞれ高等裁判所、第二行政区には必要に応じて地方裁判所を設置する。小さな都市で208箇所の裁判所の法廷建設が進行中である。法執行強化のために出入国管理事務所の建物が16箇所とその出先機関が26箇所、留置所が10箇所、検察の事務所・支部が46箇所、検察の事務所の拡張と改修で349箇所の建設工事が進められる。③法学教育と研修プログラム（略）、④青少年の育成プログラム（略）、⑤政府機関の効率性確保と監督プログラム（略）、⑥政府組織の強化に関するプログラム（略）。

(5) 第5次開発5ヵ年計画第27章（1989/90年—1993/94年）

① 序

第5次開発では、GBHNは、法律が社会にとって真に安全な場所となるために、法の確実性と法秩序の確保を強調する。このため、法律を改定し、政府機関の能力と権限を向上させる。まず、法の執行機関を重視し、社会における法意識の向上に努める。さらに、GBHNは法の開発のための一連の基本政策として、次の8点を強調する。①法治国家インドネシアにおいて、法の開発が、パンチャシラと1945年憲法を基礎に、正義、真実、秩序を確立できるためには、法意識を向上させ、法の執行・サービス・確実性を保証し、国益に役立つ国家法秩序を実現する方向を歩む必要がある。②法の開発とは、開発の遂行とその成果を安全に確保し、すべての社会構成員が法的保証と秩序を享受できるように条件を創造し、正義かつ公平に繁栄を獲得するための開発に指導し、国民の道徳心と社会的責任感をすべての人に植え付けることである。③法の開発では、特に法典化と法の統一に基づき、開発の要求に沿った法律の刷新および法整備を行う必要がある。④法の執行を向上させるにあたり、法執行機関の地位と役割を、それぞれの責務と権限、能力と権限などに基づき、引き続き強化する必要がある。⑤法律研究者は、社会の法意識を高い水準に到達させ、すべての人に国民としての権利義務を意識、実感させる必要がある。⑥正義と法による保護の獲得を拡大するため、裁判所手続きの迅速化、経済化、効率化に引き続き努める必要がある。貧しい社会層に対する法律扶助や相談の提供が必要である。⑦法の開発を支援するために必要な手段と方法を向上させる。⑧法の開発の努力において、パンチャシラと1945年憲法に沿った国民の権利義務を発展、確立させるための対策を発展させる。GBHNは、国家法秩序の理解が国益に仕えるべきものだという点を指摘する。法律のサービスは経済開発、社会発展、社会の繁栄増強に資するものでなければならぬし、法的な確実性を与えるものでなければならぬ。

② 現状と問題

第4次開発では、法の開発は様々な成果を挙げてきたが、まだ達成されて

いない問題もあるとして、次の7項目の内容を指摘する。①国家法の開発、②法の執行、③裁判制度の発展、④監獄制度の発展、⑤法律サービスと出入国管理、⑥法学教育と研修、⑦法律研究と法律扶助である。内容は、第4次開発計画期間中における実績と達成できていない問題を紹介する。

③ 政策と対応

第5次開発計画において、法の開発は、GBHNが指摘する法意識の向上、法執行の保証、法律サービスと法的確実性、国益に仕えた国家法秩序実現の方針に沿って、行なわれる。第5次開発計画における政策と対応の課題として、①法律の刷新、②法意識の向上、③法の開発、④法の執行、⑤裁判制度の発展、⑥監獄制度、法律サービス、法律の教育と研修、行政強化と監督が指摘される。法律の刷新においては、法典化と法の統一化、開発を支援するものでなければならない。立法府による基本法や個別分野の法案作成の努力を通して、国家法秩序を目指した対応がとられる。法整備への対応は、経済活動や社会繁栄をいっそう活発にさせ、より清潔で責任ある政府を創造し、国民の権利義務を保証し、国をいっそう強固にする目的を持ったものでなければならない。様々な分野での開発を支援するために特に必要とされる新たな法分野には、特許、技術移転、家屋住宅、衛生、土地利用、空間、小企業、協同組合がある。法の開発を支援するため、中央及び地方の各政府機関、大学、研究機関および法律の研究者などと協力をさらに強化する。法律文献化では、教育と研修を引き続き行い、法律文献と中央と地方の情報ネットワーク化を発展させる。このネットワーク化と機械化のための法的基礎が必要である。併せて、裁判所による判決の編纂と目録化が必要である。②法意識の向上には、法律研究、法律情報、法執行機関が一般の法律遵守のために行う手続き見本等、が有用な手段となり得る。さらに、法律研究、法律扶助と法律相談を進化拡大することが必要である。③法の執行では、法執行機関の地位と役割を強化することが必要であり、対応は、裁判所、検察、警察などの執行機関との協力と調整の関係を発展させることが必要である。出入国管理における法執行は引き続き行われる。④裁判制度の発展については、正義と法的保護を拡大するため、裁判手続きの簡素化、迅速化、低コスト化

をさらに行い、裁判所が外部から干渉のない自由な司法権限を行使できるような対応が必要である。このような自由の下で、裁判官は、法律に基づき、確信と正義感に基づき判断を行うことができる。裁判所における事務手続き効率化も事件解決手続きの迅速化のために必要である。行政裁判に関する法律が行政裁判所の設置を促進するであろう。⑤監獄制度（略）、⑦法律の教育と研修（略）、⑧行政強化と監督（略）。

④ プログラム

プログラムは、5部から構成される。①国家法の開発プログラムでは、法律の刷新と法意識の向上の二つが取り上げられる。法律の刷新については、法律の刷新にあたって国家法秩序を目的としたものに優先順位を与えることにする。最大の注意は、基本法分野の法案成立を完了させることであり、刑法、民法、商法、国際私法、民事訴訟法があり、これまでの法整備を引き継ぐものには、国内海洋法、空・宇宙法、防衛法、植民地時代の「インドネシアの法制度に関する一般規定」(AB)法案がある。法分野別で重要なのは出入国管理、監獄、特許、技術移転、家屋住宅、土地利用、小企業であり、引き続き法律編纂を行っているのは、行政手続き法、領海法、大陸棚法である。法律研究や法律資料の文献化・機械化も引き続き行う必要がある。法意識向上との関連で、法律研究を発展させ、正義と法律の保護を確保できる機会を拡大するための努力が、法律扶助と法律相談を通して貧しい層の人々に対し行われる。この場合に二つの道筋を用意した。一つは、地方裁判所によって法律扶助が行われることと、国立・私立の大学法学部の法律扶助局が協力ベースで法律相談を行うことである。②裁判制度の発展と法執行プログラムは、法の執行、裁判制度の発展、監獄制度、法律サービスの各プログラムから構成されている。法の執行のための対応として、検察、警察、裁判所、監獄施設・矯正施設関連の機関（BISPA）、弁護士とともに、法執行機関間で協力関係を樹立する。その他、法の執行を確保するための取り組み、執行の責務を支援するための刑事的手段、犯罪統計、犯罪分析、外国人の取締、法律サービスへのアクセスのために予定された建物建築・改修（地方検察庁事務所21件、検察出先機関11件、高等検察庁146件の各建設、高等検察庁の改修

156件)、出入国管理の強化のための機械化設備や職員増員、さらに査証手続き・出入国・在留許可書・外国人監視・旅行許可書などに関わる法令改正。裁判制度の発展への対応として、裁判手続きの整備、判例集の目録化・印刷、アダプト法事例の目録化(法源の一部として)、民刑事の裁判統計の整備など、が行われる。技術者と裁判事務担当者の能力と技能を向上させるための教育と、裁判官、裁判官候補者、裁判長、書記官、裁判所事務局などにも研修を行う。また、1985年の最高裁判所法と1986年の普通裁判所法の適用に従い、正直、清潔、かつ公平な裁判を保証するために、裁判官の監督を行い、法律助言者、弁護士、その他の法律関係者に機能役割の監督と向上を行なう。また、裁判制度の発展のため、裁判所の建物を建築・改修する(高等裁判所2件、地方裁判所20件、高等行政裁判所事務所6件、行政裁判所事務所14件の各建設と、高等裁判所と地方裁判所の拡張修復313件)。監獄での教育と開発の機能を、保健、社会、労働力、工業の各省との協力で、向上させる。また監獄関連の法令を見直し、監獄看守官の能力と倫理を教育と研修で向上させる。法律サービスについては、出入国管理官の開発を行い、観光、出入国管理と労働、交通部門との調整を図る。③法学教育と研修(略)、④青少年の育成(略)、⑤政府機関の効率的な法執行と監督機関(略)

(6) 第6次開発5ヵ年計画第39章(1994/95年—1998/99年)

第6次計画では、過去25年間の第1期長期開発計画(PJP I; Pembangunan Jangka Panjang Kesatu)終了時期と、第2期長期開発計画(PJP II)の開始時期とが重なっており、またスハルトの長期政権が1998年に崩壊するまでの最後の時期とも重なっている。この6次開発計画は、PJP IIと第6次開発計画の双方の役割をもっている。

① 序

インドネシアの法は、その権限を強めて、第1に人々の発展によって秩序と繁栄をもたらすことに役立ち、第2にインドネシア社会全体の正義の発展に役立つべきこととして位置づけられる。GBHNで法の開発が一定の分野として他の開発目標と横並びすることになり、法律が第2長期開発計画にお

いて一層注目されるべきことが望ましい。第2長期計画終了までに、法と開発分野において、パンチャシラと1945年憲法に立った国家法制度の形態と機能を達成することが期待される。法の開発とは、国益に沿った唯一の国家法システムを形成することであり、政治、経済、社会文化、治安国防といった国民のあらゆる側面の生活を強固にさせ、国の耐久力を強化させるものでなければならない。国家法の整備と計画は、国家法制度と合体しなければならない。第6次開発計画は、パンチャシラと1945年憲法の下で、法治国家を発展させるために、法令整備、法律の機関と手段方法の発展のために、国家法制度の確立に向けられてきた。また、法の開発は、法律の改定を通して、国の開発がより円滑になるように行なわれてきた。1993年のGBHNは、国家開発を強固にする基本原則の一つとして、すべての国民と国家機関が正義と真実を中核にした法に従うという法的基礎と、法の執行に責任を持ちかつ法の確実性を保障する国家が必要だと宣言した。

② 第1期長期開発計画における法律の開発

1993年3月末までのPJP Iの過去25年間に、法律239本、政令1,060本、大統領令1561本、大統領告示252件が公布された。基本法分野で制定された法律には、刑事訴訟法、著作権、特許法、商標法がある。判例法と慣習法の発展にはまだ限界がある。イスラム法の法律編纂には成果が見られた。法律研究も様々の内外の機関によって行なわれ、法律文献化や法律情報のネットワーク化も第4次開発計画以後に実施されてきた。法意識向上運動が第3次開発計画から始まり、「農村に入る検事運動」(Kegiatan Jaksa Masuk Desa; JMD)と「海に入る検事運動」(Kegiatan Jaksa Masuk Laut; JML)が実施され、36,093の農村と7州の島で運動が展開された。1988年までの3年間に、JMDは200箇所の村に入り、その後「法意識家族」(Kegiatan Keluarga Sadar Hukum)運動に引き継がれ、第5次開発計画までの間に、農村で9,801のグループを結成し、延べ100万人の人々を動員した。他方、地方裁判所での法律扶助と大学などでの法律相談の活動では、第3次開発計画から第5次開発計画の終了時まで、それぞれ7,601件、55,460件が実施された。

法執行との関連で、法律機関の地位、権限、役割などを定めるため、最高

裁判所法（1985年）、普通裁判所法（1986年）、行政裁判所法（1986年）、宗教裁判所法（1989年）、検察庁法（1991年）、出入国管理法（1992年）が制定されている。法執行を向上させるため、PJP Iの期間中に、27の高等検察庁、297の地方検察庁、143の検察庁支部を設置した。同じく裁判所についても、地方裁判所295件、高等裁判所26件、小都市における399箇所の法廷を建設した。また、行政裁判所法の制定に伴い、4箇所の高等行政裁判所（ジャカルタ、メダン、ウジュンパンダン、スラバヤ）と、ジャカルタ他14箇所の地方行政裁判所を設置した。同様に、宗教裁判所、軍事裁判所も多数設置した。

③ 開発への障害、課題、機会

PJP Iにおける法の開発はその後の法の開発のために強固な基礎を与えた。これからのPJP IIの期間に、法の開発の進展とともに、予想される障害、課題、機会がある。まず、オランダ時代の法令が残っており、公式訳がないものさえある。400件近い植民地時代の法令が残っているという障害がある。経済の国際化が進む一方で、インドネシアはまだ農業国家から工業国家への途上にあり、法の開発は急速に変化する外国からの影響を配慮してインドネシア国民の利益を擁護する必要がある。まだ植民地時代の法律や現状に合わない国家法を利用しているようでは、様々な分野での法的保護が十分でない。法執行機関の質と能力はまだ十分でないという課題に直面している。ただし、技術情報や開放された社会状況があり、社会の意識が高まれば、法の執行向上にとって好機となる。

④ 方向、目標、開発政策

1993年のGBHNは法の開発の3つの方向を決定している。①法律資料、②法の執行機関、③法的手段方法である。①法律には、成文法と不文法の双方が含まれ、法律が社会の基礎となるように、法律計画、法制定、法律研究などをとおして、国家法制度を整備する必要がある。法律計画とは、法律全体の発展計画を社会、民族、国家のあらゆる場面からのニーズを含めて検討するものである。法制定にあたっては、正義と真実の感情を中核とした哲学、社会における文化的価値観、法学上の価値観などを満たした法令を意識すべきである。また、植民地時代の旧法は新法に置き換わるべきである。法

律研究は、研究機関、専門家、国際的な法律研究機関などと協力して向上すべきである。②法の執行については、執行機関が、法律職の発展と、すべての組織・法律機関が法律を適用することにより、強化される。法律研究、法律扶助は引き続き実施する必要がある。法律研究所、法律専門家および裁判所などの法律機関の機能役割は、法秩序と法的保障を十分満たすための法律機関として改めて体系づけられる必要がある。③法的手段方法として、開発に最大限資するためには、法の開発を質的量的に最大限行なうことが必要である。司法機関の権限を強化するために、法的手段適用の向上が必要である。

目標として、PJP IIでは、強固な国家法システムを制定、機能させること、第6次開発計画としては、国家法制度の確立のため、法の執行と執行機関を強化し、法適用の手段を向上させる。政策として、①国家法秩序、②裁判制度の発展、③法律実務と法執行の改善、④法律研究の向上、⑤法律関連機関の強化と法律専門家の能力向上、⑥適用される法律手段の向上が検討される。①国家法秩序については、国家立法化プログラムを作成すること、国家法社会の法的ニーズをとりいれ、政府、国民生活のすべてを支援する法の開発、伝統的な法分野への開発戦略に配慮した国家法の開発、植民地法および国内法でバンチャシラと1945年憲法ならびに開発状況に合致しない法律の改定、法律情報のネットワーク化と法律資料文献の迅速、簡便、正確な利用確保、社会発展と国家開発に役立つ法律へのアクセスへの量的な支援、裁判所によって形成される判決の質的向上、がある。②裁判制度の発展では、行政裁判所の裁判手続きの簡素化、裁判の利用者にとって裁判をいっそう身近に利用しやすくすること、法の開発と法秩序の発展によって社会の動きに対し裁判所がより機能しやすくすること、裁判官の質と能力の向上を図ること、司法権の行使と裁判官等の行動に対する監督を強化して裁判実施に対する監督を強化すること、がある。③法律実務の向上と法の執行（略）、④法律研究の向上（略）、⑤法執行期間の強化と専門的機関の能力向上（略）、⑥法適用上の手段と方法の向上（略）。

⑤ 開発プログラム

基本プログラムと法律適用上の手段方法のプログラムの2つから構成されている。基本プログラムとして7つが予定されている。①国家立法化プログラムは、法律の必要性に関する優先順位、法形式、立法化計画の仕組みと手続きについて指摘する。約400の植民地時代の法令とパンチャシラと1945年憲法に不一致な法令の改定について改定を行なう。しかし、民法と商法については、体系的で完全な法典書の形に置き換えることを意味しておらず、既に成立した法令を整備して、部分的な法典化を通して実施する。また、一般的かつ基礎的な法令整備計画の仕組みと調整は関連の法律分野の政府機関によって実施され、特別な部門別の法律は個々の部門でそれぞれ行なう。判決が法源として役立つためには、コンメンタールを補うことが必要である。②国家法制度開発プログラムには、法律調査、研究論文の編纂事業、法の開発に関する調査研究の向上、国家法セミナーの実施、国家法の調和、国際的な法律研究、法律関連の会議実施、法律情報の管理などが含まれる。③裁判制度の発展プログラムとして、裁判官の行動と技術職員の責務に対して監督を強化し、特に地方都市での裁判所へのアクセスを拡充する。第6次開発計画の期間に、すべての第一行政区に高等裁判所と高等宗教裁判所を設置し、すべての第二行政区に地方裁判所と宗教裁判所を設置する。行政裁判所の数も増やして、すべての各州都に設置する予定である。また、裁判官を増加し、普通裁判所で300人、行政裁判所で150人、宗教裁判所で2000人、さらに、書記官の数も理想的には裁判官の数の3分の4まで増加する。裁判官や書記官の能力向上のために研修などを行なう。④法律実務の向上と法の執行プログラム(略)、④法律研究の向上プログラム(略)、⑥法律サービスと法律扶助プログラム(略)。⑦法適用上の手段と方法の向上プログラム(略)

2 スハルト時代の司法制度改革

(1) 法制度の変革——開発5カ年計画を中心に

32年間にも及ぶ長期間のスハルト政権時代の法制度改革についてこれまで見てきたが、各開発5カ年計画の内容からおおよその特徴をみてみたい。

1970年代初頭の第1次開発計画の段階では、法治国家観あるいは法の支配といった大原則との関連で、インドネシアの開発にとっての法の役割と法の本来的な機能との関連が、漠然と模索されていたといえよう。開発遂行のための「法の枠組み」、「パンチャシラと1945年憲法を基礎にした法秩序」などの言葉には、これが象徴的に示されている。「法」と「開発」の関わり方について、明確な方向付けは示されていないが、人権保護、法の支配、裁判所、合法性の確保などがキーワードとなっている。

第2次開発計画の時期には、インドネシアの経済開発を軌道に乗せるためもあり、法は近代化と開発を支援すべき「手段」という考え方に固定化されてきた。ここでは、長期的視点に立った全体的な国家法確立のための計画策定の必要性が、基本施策の中に登場しており、法整備を進めるにあたり、開発のニーズに沿って法令起草に優先順位をつけるべきことが強調された。開発ニーズに沿った法整備強化を行なうという政策的な方向付けを行なうことにより、開発が法によって裏打ちされるといった一般的な立場だけでなく、開発と法が強固に結びつく公式的な理論基盤も確立できたものといえよう。同時に法整備の対象範囲は、経済社会分野にまで拡大され、必要とされる具体的な個別分野の法が指摘されている。

しかし、第3次開発計画に入るや否や、国益に沿った国家法の確立が強調されるようになる。「国家法の開発とは、パンチャシラと1945年憲法に含まれた法秩序の源を基礎にする」という表現には、パンチャシラによるイデオロギー化といった政治的な統制強化に関する意欲が示されている。つまり、「法分野の開発とは、法律が全分野の開発レベルに合わせて、ニーズを十分満たす方向へと導き、法秩序、法の確実性を創造し、さらに開発の実施を円満に行なうこと」と示されている。法の統一あるいは法典化が強調されると同時に、主要法分野とそうでない個別法分野が区別され、これに沿った法整備事業が行なわれ、併せて国家法の開発と推進を通して、法制度改革の進捗状況が改めて強調されたのもこの時期である。

第4次計画においては、「全土にわたる法の統一達成することは、一つの国家法の存在を意味する」との明確な表現で、国家法の重要性が指摘されて

いる。しかし、法意識の高まりの重要性の指摘も強調されている。「法の開発は国民、社会の熱意に支えられている」との表現にみられるように、社会への法の浸透、言い換えるとパンチャシラに沿った法の社会的浸透によって、これまでの圧政政治を法律による支配強化に組み替えていくといった考えが目論まれていたのではないかとさえ観察できる。国家法の開発の推進と同時に、裁判官に対しては政府の政策理解と国益重視を指示することが行われたことと、一般の法意識の向上を強調することとは同レベルで理解することができよう。開発を支えるための法制度というように、法の役割が開発（＝政治支配の正当性根拠）に対する侍女の役割に明らかに置き換わったことがある。法はその独自性をまったく失ったのである。

第5次開発計画においては、長期開発政治の綻びも見えており、法制度を開発の名の下に恣意的に変革しようとする動きが読み取れる。「法の開発は、開発の遂行とその成果を安全に確保し、すべての社会構成員を……導き、国民の道德心と社会的責任をすべての人に対して植え付ける必要がある」として、法の役割と国民の社会的責任を社会全体にまで押し広げようとする立場が示されている。さらに、「法の開発は、特に法典化と法の統一に基づき、開発の要求に沿った法律の刷新および法整備を行なう必要がある」として、法の開発の定義を明確に示している。国家法秩序を固める必要性和国益重視の立場がさらに強調されている。これは、言い換えると、開発要求に沿った法整備に裁判官だけでなく、国民も法意識を高めることにより、国家法に従うべきであるとの政治姿勢として理解できるであろう。

さらに、第6次開発計画は、スハルト政権が崩壊した時期でもあるが、「法分野の開発とは、国益に沿った唯一の国家法システムを形成すること」とまで明確な定義づけが行なわれ、国家法の整備と計画は、国家法制度と合体しなければならないとまで指摘されている。「国家法」、「法治国家」などといった原則的な言葉も使われるが、これらは既にこれまでの開発計画下での「法の開発」概念に既に組み替えられた後での概念である。「外国からの影響配慮」といった国際化に向けた新たな視点も法制度改革の政策の中に現れている。しかし、ここで、スハルト開発体制下での法は「開発の（ため

の「法」であり、開発成功の前提の下での条件付の「法」あったのであり、当初の「国家法」概念は、巧みに「開発国家法」の概念にすりかえられてきたものといっても過言ではなからう。しかし、法の統一過程において、他にこれ以外の近道が可能だったかどうかを考えると必ずしも判断は容易ではない。

この5カ年計画において、アグット法の議論が幾分かしかも慎重に行なわれている。特に第3次計画では、アグット法が特定の社会で行なわれている場合には、民族の統合と社会発展に向けての継続的發展が示されている。法意識との関連で捉えられている。また、第4次計画では、国家法の中にアグット法を積極的に位置づけるために、詳細調査の必要が強調されている。民族の統一・統合と社会発展の方向付けの観点から政策面の対応が必要だと指摘している。しかし、調査の必要性和共に、どのように国家統合の過程の中に取り込むか、または国家法の中に位置づけるかは明確には示されていない。

このように見ると、スハルト政権下においては、法に期待された役割は、「法の開発」どまりであり、「法と開発」までは到達できなかったといえる。スハルト政権の最終段階においてさえ、法と開発が同列には並ばなかったということである。法は開発を支えるための道具であり、侍女であった。インドネシア法が抱えている伝統的課題と普遍的な法原則をいかに調和して確立するかといった議論とともに、法を開発の手段にいかに変えていくかという努力も初期段階には垣間見られたが、国家法の概念が開発国家概念と一緒にあってからは、法の目的は国家目的である開発の支援といったような単純な読み替えがなされたものといえよう。しかし、その後、法が単に経済開発だけでなく、政治社会にも正当性を与える有力な道具としての法の役割への関心が高まり、このために公益重視と国家法秩序といった政治的な要求をこれまでの開発法に覆い被せて、法制度改革を実施しているかの虚像を作ってきたものといえよう。

(2) 裁判制度の改革

裁判制度はこれまでみてきたように、植民地時代からの伝統を引き継いでいる。スハルト時代の5カ年計画で見たとおり、スカルノ時代の1964年の司法権限基本法(1964年法律第19号)とこれを修正した普通裁判所と最高裁判所法に関する1965年法律第13号を廃止して、1970年法律第14号の司法権限基本法を制定した。1970年法第1条は司法の独立を宣言し、司法権への外部からの干渉は、1945年憲法4条(1)が規定する場合を除き、認められなくなった⁽⁶⁶⁾。大統領による恩赦の権限(14条)も裁判所の権限に譲られた。また、司法権の行使は、普通裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所、行政裁判所の4種類の裁判所によって行使される(10条)ことになり、最高裁判所がその頂点としてすべての裁判所に関する司法行政を行なうことになった。しかし、行財政上、最高裁裁判所には事務局があるが、他の裁判所は行政機関の監督下にある。普通裁判所と行政裁判所は司法省、宗教裁判所は宗教省、軍事裁判所は防衛省である。判決前に裁判官は検察側と事前協議を行うといった規定や大統領による裁判官の任免の規定も削除された。

その他の法改正を見ると、農地改革裁判所の廃止(1970年法律第7号)、最高裁判所に関する1985年法律第14号、普通裁判所に関する1986年法律第2号、行政裁判所に関する1985年法律第5号、宗教裁判所に関する同年第7号があり、これらによって裁判所の独立が規定されることになった。しかし、実際、テンポ雑誌の発刊停止事件に代表されるように、スハルト時代における裁判での法の適用に関しては、政治力学との関連で多くの問題を抱えていたことはいうまでもない。1997年までに世界銀行と経済開発庁(BAPENAS)が共同で行なったインドネシアの裁判制度に関する調査結果である「インドネシアの法の発展に関する診断評価」⁽⁶⁷⁾では、法曹人口の人的資源開発、法制度、ADRの制度、司法制度について弱点があったと指摘する。法務省の国家法開発センターは独立後の過去50年間法の開発は無視され続けてきた、伝統的、植民地的、多元的な法制度は、近代的で統一された国家法制度に変容しなければならないと宣言した。

(3) 法形式に関する制度改革

スハルトの法体制下（オルデ・バル）の1966年に、「法秩序の淵源」，「法体系概説」，「国家権力構造概要図」と題する3文書が，1966年7月5日付けの暫定国民協議会決定第20号によって承認された。これらは，混乱した法制度を整理する目的で行なわれたものであった。特に「法秩序の淵源」は，(1)1945年8月17日の独立宣言，(2)1959年7月5日の布告，(3)独立宣言時の憲法，(4)1966年3月11日の大統領令，がインドネシアの法源であるとした⁽⁵⁸⁾。その前文は，これは「これはパンチャシラの発露」に他ならないとも述べている。ここに示された法形式には，1945年憲法，国民協議会決定，法律，政令，大統領令，その他下位法令が含まれていた。しかし，その後，実務上では，大統領令（Keppres），大統領告示（Inpres），大臣規則（Permen），大臣令（Kepmen），大臣告示（Instruksi Menteri），無任所大臣規則（Peraturan Kepala Lembaga Pemerintah Non Department），その他任所大臣規則（Peraturan Badan Negara Lainnya）が増えてしまい，まったく錯綜した状態になってしまった。なお，地方規則に関しては，第一行政区規則（Peraturan Daerah Tk I；Perda Tingkat I），第一行政区長令（Kep. KDH Tk I），第二行政区規則（Peraturan Daerah Tingkat II；Perda Tingkat II），第二行政区長令（Kep. KDH Tingkat II）があった。さらに，共同大臣令（Keputusan Bersama），最高裁判所の回状（Surat Edaran）などがあった。

IV スハルト退陣後の法制度改革

1 法制度改革の背景

まず，今回の法制度改革実施のきっかけとなった政治経済的な背景をみておきたい。第1は，途上国であるインドネシアの法制も，もはや国際的な政治経済のグローバル化の波から孤立無縁でいられなくなったことであり，WTOやFTAをめぐる動き，アセアンの動き，国際規模の問題への対応といった国際環境の動きから直接間接の影響を受けていることがある。インド

ネシアの経済危機は、近隣のタイのバーツ通貨危機の影響を受けた。マレーシアはペッグ制を採用して国際的なヘッジファンドから自らを守ったが、インドネシアの場合には直接的な経済打撃を受けて脆い経済体質のため重度の金融危機に陥った。この結果、インドネシアは、IMFから緊急融資を受けることになり、その条件 (conditionality) として、脆弱な経済体質を改めるための法制度改革を経済法分野中心に受け入れざるを得なくなった。第2は、インドネシア国内の急激な政治変化であり、32年間にわたるこれまでのスハルト政治体制が崩壊し、権威主義的体制から民主的体制の移行が見られたことである。スハルトを引き継いだハビビ大統領は前述のIMFの要求を組み入れながら、法制度改革実施の矢面に立った。インドネシアの法制度改革を促進したいわゆる外圧の側面だけでなく、内圧としても、国民からの法制度改革への欲求、民主化要求あるいは人権保障の充実を要求する声が高まっていた点を無視できない。

これら内外の環境変化が、インドネシアの法制度改革を促す契機となった。ただし、これら2つの要因はそれぞれ別個のものでなく、経済危機を契機に一連の政治変化を巻き込みながら展開したというべきであろう。つまり、これらの環境変化は一連の動きとして起こったものとして理解できる。タイで1997年に発生したアジア通貨危機を契機に、インドネシア国内での経済不安が高まり、それまで順調だった経済開発や工業化に翳りが生じ、国内経済は金融面から大打撃を受けた。一般国民の経済生活に対する不満は頂点に達した。この結果、スハルト政権への反発や民主化運動が活発化し、国中でスハルト体制の打倒、改革 (Reformasi)・革命 (Revolusi) の実現、民主化 (Demokratisasi) 達成、KKN (汚職、癒着、温情主義) 撲滅の要求が拡大したといえよう。

実際、インドネシア経済危機では、ルピアの通貨価値が従来のおよそ4分の1から5分の1にまで下落し、中央銀行を始めとする金融機関は事実上の破綻状態に陥り、対外援助や貿易投資の負債のみならず、多くの国内企業が返済不能または事実上の倒産状態に陥った⁽⁵⁹⁾。このため、都市部から始まった経済不安を叫ぶ一般庶民の声が国中に広まり、かつての発独裁政権下で

はタブー視されていたスハルト政権打倒への掛け声に変わり、政治改革の要求と民主化実現、さらに法制度改革の実現要求に繋がった。「開発の父」とも称されたスハルト政権は、ユスリル憲法学者の忠告および軍部の納得を得て、一応の合憲の手続きに沿った上、1998年5月21日に引退し、スハルトの腹心とも揶揄された副大統領のハビビに後継の座を譲った。しかし、法制度改革に着手したハビビ大統領といえども、国民の反スハルト感情には勝てず、後退後のスハルトの擁護と短命の繋ぎ政権に終始せざるを得なかった。しかし、ハビビは、その短期間の在任中の同年11月の国民協議会において、法制度改革の概要を発表している。その後、ワヒド・アブドウラマン大統領、現在のメガワティ大統領へと政権交代が行われ、現段階では、2004年に行われる総選挙を控えている。現在のメガワティ大統領は闘争民主党党首として最大規模の得票と絶大な人気を誇り、大型汚職事件で弾劾されたワヒド大統領の後に就任したものの、政治経済の混乱は收拾できず、国民からの大統領支持は急速に離れつつあるといえよう。

インドネシアの政治的社会的混乱は、反スハルト時代のデモ抗議や地方の分離独立運動にとどまらず、宗教対立、民族暴動、テロ・虐殺、暗殺事件、略奪・物取り横行などに拡大している。例えば、最近のバリでの爆破事件、スラベシでのマクドナルド襲撃事件、国会周辺の爆破事件、マリOTT・ホテル爆破事件など、一連のテロ事件は、犯罪の無差別化と凶悪化を招いており、これまでスハルトの裁判妨害のためと囁かれてきた暴動事件とは違い、アル・カイダ・グループなどとの連携を背後にもった大型テロ事件発生へと様変わりしてしまったかのような観がある。まさに政治的無秩序がはびこっており、治安さえも十分維持できない状態にある。

他方、汚職の問題は深刻であり、中央・地方政府レベルの機関のみならず、最高裁判所などの司法機関を含む法曹関係者さえもまったくといってよいほど国民からの信頼を失っている。スハルト大統領の息子を始めとする家族、ワヒド大統領が関与したとされるブルネイ・ゲートやプロ・ゲートに関する大型汚職と大統領弾劾事件、経済・財政・産業調整大臣であったギナンジャーラや国会議長であったアクバル・タンジュンといった大物政治家の汚職事

件、地方知事などの相次ぐ汚職事件が見られる。他方、不正蓄財として追及されていたスハルト元大統領の政治責任は、スハルト自身の健康問題を理由に棚上げされており、最高裁判所判事の暗殺を企てたとされるスハルト大統領息子三男のトミーの実刑も多少のお茶を濁した程度の裁判解決に終始している。

アチェの分離独立運動はさらに激しさを増しつつあり、東チモールやアチェなどで起きた虐殺事件や軍部による拷問事件の真相が国家人権委員会によって徐々に解明されようとしている。また、パプアにおいては分離運動が活発化しつつあり、国は再び政治的にも経済的にも分裂の危機に直面しているといってよい。しかし、スハルト自身の90億ドルとも160億ドルとも噂される蓄財には何ら手がついていないだけでなく、スハルトファミリー全体の蓄財はインドネシアの国家財政の2.5年から3年分にも相当すると囁かれており、この国のKKN問題の根深さと前近代的な国家秩序や旧態依然の社会構造が強く残存していることを象徴している。

インドネシアの法制度改革は、グローバル化経済に追いついていけなかった国内経済が崩壊し、国民的な憤懣が民主化運動に結びつき、IMFなどの融資の付帯条件として始まったものといえる。この点では権力集中型の開発独裁政治のアキレス腱がまさに「開発」の失敗にあった点は驚きである。民主化への移行過程にあった法制度改革とはいえ、国民全体の内的な欲求が十分に成熟した結果行われた法制度改革とはいえなかったのではないかと考える⁽⁶⁰⁾。既に冒頭に法制度改革を取り巻く諸条件を数点指摘したが(本文の6頁)、インドネシアにとって特に大きな課題はその3番目の多元的な文化社会構造である。つまり、多元的文化社会の統合の道筋が十分に明らかになっていないことであり、法を通して国家統合をいかに達成するかのも体的見取り図がまだ描けていないことである。

ここでは、ポスト・スハルト時代の法制度改革ということで、1999年から2002年までに行なわれた4回の憲法改正、1999年から2004年までの間の五カ年計画にあたる開発5カ年計画(PROPENAS)、法形式の変更に見る法制度改革、さらに最近インドネシア側から発表された最高裁判所の改編プログラ

ムについて、概観することにする。

2 最近の憲法改正と民主化に向けての法制度改革⁽⁶¹⁾

インドネシアにおける2002年までの4回の憲法改正は、これまでの権威主義体制を一掃させ、民主主義的な政治体制の定着という二つの役割を担うものであった。このため、過度に権力を集中させてきた大統領制の見直しを行い、その権限を分散させることから始まった。大統領の肥大化した立法権、行政権、および司法権を分散し、他の国家機関の地位を引き上げる方向に進んだ。選挙制度改革とともに国軍の役割機能を縮小させるとともに、国家の最高意思決定機関である国民協議会の役割をも、国民主権の立場から見直すことにした。この結果、国会（国民議会）本来の立法権限が拡大され、司法権は独立の方向に向かいつつある。のみならず、地方分権や、人権保障制度も拡充されつつある。全体的に見ると、憲法上民主化に向けて大きな展開を示したといえるが、三権分立の考えには立っていないだけでなく、司法権をまったく独立させるという方向も採用されていない。国家人権委員会、国家オンブズマン協会が設置され、憲法裁判所も最近設置された。

具体的に見ると、第1次憲法改正（1999年10月19日）では、大統領権限の縮小と国会の立法権限の復活を図ることに焦点が当てられた。第2次憲法改正（2000年8月18日）の対象は広範に及んでおり、共和制単一国家の原則を維持しつつも、地方分権化を採用し、これを国会よりも前の章である憲法第4章に入れた。これとともに地方行政単位も見直された。多元性との関連で注目される規定は新規に追加された18条B2項であり、「国は、現存し、かつ社会の発展およびインドネシア共和国単一制原則に反しない限り、伝統的な慣習法社会の単位とその伝統的な諸権利を、法律により、認め、かつ尊重する」と規定し、慣習法を基礎とした既存の共同体社会とその伝統的諸権利への尊重を規定している。さらに、対大統領権限との関係で国会の立法権限が強化された。この結果、大統領の地位・権限などは大きく変更され、大統領側の都合で、法律の制定を一方的に遅滞させることもできなくなった。国会議員の地位が強化され、政治活動の自由、免責特権、議員立法などの点が新

たに取り入れられた。この他に、群島国家原則に基づく国家領域の確定，人権保障，国の防衛治安，国軍の役割などがある。

第3次憲法改正（2001年11月9日）では，最高位の権力機関であった国民協議会の役割の明確化，国会の立法権限強化，大統領と副大統領の権限縮小と直接選挙制の導入，憲法裁判所の設置，司法権の独立，最高会計検査院の独立性確保，地方議会の役割の明確化が規定された。大統領の汚職や賄賂が罷免事由にあたることや大統領や副大統領の弾劾手続きも制定された。この第3次改正の特徴は，改正の内容が憲法原則にまで踏み込んだことである。つまり，国民主権原理が憲法に従って行使されるべきことが1条1項で宣言され，これが国民協議会の地位にまで影響を与えたのである。これまでは，国民協議会は，憲法を制定し，国策大綱を決定する，としか大雑把に規定されておらず，国民協議会は憲法規定の下でその最高機関性を暗に認められてきたにすぎないが，国民主権原理との関係で改めて憲法上の位置づけが明確にされたことがある。また，司法権との関連で，多くの条文が追加されたものの，司法権の完全な独立はまだ憲法上明らかにされていない。

第4次憲法改正（2002年8月10日）では，大統領の直接選挙制の議論が盛んに行なわれた。2004年の総選挙を控えているためでもあった。統治構造に関する改正はむしろ少なく，これまで議論されてきた最高諮問会議の廃止，教育文化，国家経済，社会福祉が改正内容に取り入れられた。

他方，憲法だけでなく，法制度改革は広範な個別法の分野でも実施されている（表2参照）。政治関連では，地方自治法，外交関係法，総選挙法，アチェ・パプアの特別自治法，汚職撲滅委員会設置法，政党法などである。仲裁法，司法権限法といった裁判・手続きに関する法も制定された。経済活動関連では，財政再建のための銀行法，倒産法，独禁法，譲渡担保法，財団法，知的財産法（特許，商標，工業デザイン，集積回路デザイン，著作権），消費者保護法など，さらに労働法，通信関連法，各種産業関連法などが制定ないし改正されている。また，資源・環境，福祉といった分野も制定されている。

(1) 国策大綱 (GBHN) と開発五カ年計画 (PROPENAS) に見る法制度改革の展開 (1999年—2004年)

現行の1999年の国策大綱 GBHN (IV/MPR/1999) の第2章「一般情勢」において、法制度改革の必要性が強調されている。法整備、執行機関、法的手法には開発の必要がある、しかし法執行機関の高潔さ、専門性、法意識などに不調和がみられ、法的安定性、法の優位性を害しているのみならず、人権保障との関連で、暴力、差別、権利無視といった人権侵害が見られると断言している。第3章の「展望と課題」では、国家法制度の実現によって、法の優位、正義と真実に基づく人権保障制度の確立が必要だとしている。また、第4章の「政策の方向」でも、法律に対する記述は重視されている。法制度改革にあたっての基本政策は、次のように示されている。

- (1) 法の優位と国家法の確立のために、社会のあらゆる階層で法文化を發展させること
- (2) 宗教法やアグット慣習法を認識尊重しつつ、植民地時代からの法遺産、性別や法制度改革要求に不一致な差別的な国家法を刷新し、全体的に堅固な国家法を制度化すること
- (3) 法の確実性、正義と真実、法の優位性、人権保障を一層保障するために体系的な法を確立すること
- (4) 人権保障に関する国際条約の批准を促進すること
- (5) 警察などについて、高潔さと法の執行機関としての専門性を向上させること
- (6) 権力機関あるいはそのほかすべての影響から自立した自由な裁判制度を実現すること
- (7) 国家の利益を損なわない限りで、自由化時代の経済活動に対応した法制度を開発すること
- (8) KKN (汚職、癒着、ネポティズム) がなく、迅速、簡易、低費用で開放された裁判手続きを發展させること
- (9) 生活のあらゆる側面で人権の保護、尊重、確保を図るとともに、人権

への理解と意識を向上させること

- (10) 未決の法律違反及び人権違反問題に対して、裁判手続きを終了させること。

このGBHNを実現するための国家プログラムが国家開発計画(Program Pembangunan Nasional Tahun 2000-2004, PROPENAS)である。PROPENASにおいても、GBHNにおいて見たとおり、これまで優先順位が極めて低かった「法の開発」が、開発計画の中で最優先の課題となった。本文第2章の総論ともいうべき「国家開発の優先順位」では、「民主的な政治制度の発展」に次ぐ2番目のテーマとして(「法の優越性と良い統治を目指して」)登場している。そして、各論の最初にあたる第3章に「法の開発」が配置されている。これまで開発一辺倒の陰に隠れていた法の開発がようやく公式的に優先分野に認められたことになる。この意味で、インドネシアはようやく本格的な法治国家の確立、あるいは法による制度設計といった基本的姿勢に立ち至ったといえることができる。

次に、法制度改革の中心部分であるPROPENAS第3章をみると、全体は、概要、政策方向、開発のための諸プログラムの4部から構成されている。しかし、内容のほとんどはGBHNが指摘した内容の繰り返しであり、政策方向の内容は、GBHNが示した前述の10項目と同じである。諸プログラムは、法整備プログラム、裁判所などの法執行機関の強化、KKN撲滅と基本的人権保護のプログラム、法意識の高揚と法文化の発展の4項目から構成されている。それぞれのプログラムについて、法整備プログラムとして、刑事訴訟法改正をはじめとする120の法令の政令改廃(分野別には、法全体32本、経済27本、政治23本、宗教4本、教育1本、社会文化14本、地方の開発5本、環境10本、防衛治安4本)が示され、その他のプログラムについては、重点内容が個別に示されている。

(2) 立法形式の変更と法制度改革

インドネシアではこれまでしばしば法令の序列が混乱したり、規定内容が

重層化してしまったりという問題が生じてきた。そこで、スハルト時代の1966年の法源の規定（「法源に関する覚書」XX/MPRS/1966）を改正し、2000年国民協議会決定第3号が「インドネシアの法源と立法形式について」を制定した。法制度上の混乱が増大してしまったために、法源を整理したものである。同法前文は次のような制定理由を指摘する。「法の優越を実現するため、市民生活と秩序を守るための法を明らかな」にし、「地方自治の実現に伴う地方規則を規定」する、しかし、「1966年の法源に関する覚書」は混乱をもたらしており、もはや現行制度の基礎とはならない、と説明する。

現行法令の法源には、成文法だけでなく不文法を含むこと（1条(2)）、国の基礎となる法源は、1945年憲法の前文に書かれたパンチャシラと1945年憲法の本文に書かれた内容であること、さらに、法の序列は、①1945年憲法、②国民協議会決定、③法律、④法律代行命令、⑤政令、⑥大統領令、⑦地方規則の順とするとした。ただし、この法律代行命令には、憲法3条(4)による歯止めがかかっており、大統領によって制定された法律代行命令は次期の国会の審議に付されなければならない、国会は修正を行わずに承認か拒絶かだけを判断すると規定され、拒絶された場合には廃止される。これによって、大統領は法律と同レベルの立法権行使をできなくなった。他方、地方規則に関しては、州、県、市、村レベルでの制定が認められている（同3条）。この法の序列形式の規定に基づき、低位の法令はより上位の法令に矛盾できなくなった。最高裁判所、会計検査院、國務大臣、中央銀行、政府によって設置された機関や同レベルの委員会が定める規則についても同じである（4条）。さらに、この2000年の規定の段階では、国民協議会には、憲法と国民協議会決定に対する司法審査を行う権限が認められている。最高裁判所には、法律の下にある法令に対して、司法審査を行う権限が認められている（5条）。

(3) 1999年法律第35号による裁判制度改革と最近の最高裁判所改編プログラム

① 1999年法律第35号による裁判制度改革

1998年の国民協議会決定第10号の国民生活の繁栄と正常化のための開発への改革骨子において、立法府と司法府の機能をはっきりと分離すべきことが改革の課題として取り上げられた。司法府の権限と機能を政府から自立、分離させることが必要であり、これまで各省の監督下に置かれていた裁判所の組織、行政、財政を5年以内に最高裁判所の権限に移すことになった。ただし、宗教裁判所の権限については移行時期が未定であり、宗教省に引き続き置かれる(11条A)。裁判制度の発展が行なわれても裁判所は行政府に從属してきたため、行政府の干渉を裁判過程に認めざるを得なかった、また癒着や汚職、裁判過程に否定的な実務が行なわれることが多かった。裁判所の権限を独立させるためには、裁判所の組織、行政、財政に関する改正を1970年法律第14号に沿って行うことが必要だと前文は指摘する。

② 最近発表された最高裁判所改革のプログラム

インドネシアでは司法改革を積極的に行なっており、法律第35号によって、司法行政に関する権限を最高裁判所に集中させると共に、「司法委員会」(Komisi Judicial)を設置し、最高裁判事の推薦制度やすべての裁判官への監督強化などを、実施ないし検討している。また、コンピュータ化、ADR専門の別機関の設置、最高裁判所への上訴制限なども最高裁判所内部での議論として検討している。

しかし、司法制度改革への一般的な関心は、最高裁判所自体の制度改革に向けられている。このような背景から最高裁判所で作成されたプログラムが2003年に発表された「インドネシア最高裁判所改革の青写真」⁽⁶²⁾である。この資料によると、第1に最高裁判所への適切な予算配分の必要性が指摘されている。第2に最高裁判事の採用確保の制度促進である。第3は司法のモニタリングシステムのための改革促進である。第4は最高裁判所と他の国家機関との間の内部合意の文書作成である。第5は記録保管のための立法化促進である。これらの改革プログラムの達成必要期間は、最長で5年間とされ、

短期で1年，中期で2～5年，長期で5年と区分けされている。それぞれ，第1は長期，第2は短期，第3は中期，第4は中期，第5は長期とされている。

さらにこの青写真を見ると，最高裁判所の改革は次のように詳細化されている。機能面で6事業，組織面で12事業，人的資源面で17事業，監督倫理面で14事業，資金・インフラ・施設関連面で13事業，裁判事件管理面で25事業，有責性・透明性・情報管理面で14事業，管理面で5事業を実施することが必要だと説明する。これらの各事業について，プログラム同様に，達成のための必要期間が示されている。

しかし，若干の疑問が残る。最高裁判所だけの改革のために5年間が必要なのかということであり，さらにこれら事業106本を実施する必要が本当にあるのであろうかということである。これら事業をすべて実施した場合，現在最も問題となっているような最高裁判所自体の汚職撲滅，透明性確保，事務の効率化，質の高い法律実務家の確保，情報公開といった問題が本当に解決できるのかどうかということである。これらの改革案は，現在の司法行政改革，権限を集中する国内の法整備によって自らの手でかなりの程度まで実現できる内容であり，外国に自国の最高裁判所の問題を披露して支援を仰ぐ程の内容ではないかと考えられる。むしろ，最近の最高裁判所の汚職などを含む内外からの厳しい批判に対し，これを逆手にとったODA 商法なのではなかろうかと勘ぐってしまうのは不自然であろうか。

まとめ：法制度改革の展望と多元的法体制の行方

1998年以降，インドネシアの法制度改革は民主化運動とともに実施されてきた。これまで集権的，権威主義的で非民主的な法が多く，集権的政治体制にとっては，限られた国家資源を集中して開発に振り向けたという点では役立つ法制度であったともいえようが，健全な法の発展は大きく阻害されたといえよう。一連の法制度改革はまだ終わっておらず，十分な成果を挙げたものかどうかまとまった評価は難しいが，法制度改革は，概して欧米的な発

想に近い個人主義、自由競争、民主化、国際化を前提にしたものであったといえよう。法制度改革の基礎となったものは、既に見た1998年の国民協議会で発表された骨子であり、これを受けた4回の憲法改正と個別分野の法整備、さらに今後については、PROPENASが示した25年間の長期計画である。

インドネシアにおいて、伝統的なアダット慣習法は、インドネシア法構造の基層部分を構成し、一般の人々の社会行動様式あるいは生活規範を実質的に規定した生きた法として理解されており、インドネシアの法文化社会の基礎として理解されている。その重要性は、憲法をはじめとする多くの法令が、これらの伝統的・文化的側面にも配慮すべきとして、公式的に多くの規定がその重要性を認めていることから明らかである。アダット慣習法は、数世紀にわたる植民統治時代には補完的な法として、さらに独立以降の混乱期あるいは抑圧的な権威主義政治体制の時代には公式的な法とは違う「実質的な法」として機能してきた。現在も脈々とインドネシアの多元的な社会秩序を支えている基礎的な法構造部分である。

ところで、インドネシアでは、スハルト時代において「インドネシアでは法が機能しない」と繰り返されてきた。この言葉は、かなりの程度に当時のインドネシアの法状況を言い当てていると考えられる。しかしその意味合いは微妙に変化してきているといえよう。スハルト時代には政治的な抑圧状況において法が機能しないという意味であった。現在も、法律がかなり整備されてきたとは言え、KKNなどにより法が容易に機能しない社会状況である点では変わりがない。この言葉の背景には、法に対する期待と不信が共存している。例えば、実社会での暴力的な政治権力や不当な勢力が身近に存在すること、安全な市民生活を確保する上で、法律よりも賄賂や汚職が優先すること、警察官や税官吏などの身近な公務員が信用できないこと、さらに裁判が一般社会においてまったくといっていいほど信頼されていないことなどがある。このような社会的不満が公正な法の確立を要求する声として高まっている。ただし、信頼できる法基盤の欠如は、信頼できる政府がなかったことに起因している。最近の民主化の過程において、「法の優位」(supremasi

hukum), 「法執行」(penegakan hukum) の言葉がよく聞かれるが、これも法に対する期待の高まりといえることができる。

言い換えると、インドネシアでは、国が定める公式法に対する信頼がまったく醸成されてこなかった。国民から政府への信頼が希薄なので、その権力行使手段としての法もまた社会一般から信頼されない悪循環にあったといえる。日本人のような先進国の人々にとって、「公式の法あるいは国の法が信頼されない」ことは想像を超えていることに違いない。筆者は現地での市民生活レベルでは、法律が権力行使の手段であり、刑罰行使のための手段にすぎず、一般国民の側にとって社会正義や生活上の権利を守る手段にまったくなり得ていないことを痛感した。法がまったく適用されていないのではない。警察的な取締り法規においては厳格かつ厳密に、むしろ強権的に適用されているが、その解釈権、裁量権、最終判断はすべて行政当局が強者の論理に立って運用している。司法権は行政権から独立しておらず、汚染された裁判所や法曹からは正義に適った法律判断など期待できないのである。国家に対する不信は司法への不信となり、公式法への不信となっているのである。

ところで、ジャカルタなどの大都市における社会生活では、土地、離婚、詐欺、交通事故、経済取引などの身近な法律問題が増えている。このため、ジャカルタの人権協会や NGO などに法律救済を求めて訪問する人の数も増えている。また、最近では分権化政策により、人の移動だけでなく、地方に向かう開発投資も増えつつある。このような変化が地方都市あるいは農村部に影響を与えつつある。しかし、伝統的なアダット法には適用上の限界があり、土地を跨った問題、民族を跨った問題、現代的で技術的な新しい問題、複雑な問題には直ちに対応できないという問題がある。共同体原理がすでに希薄化し始めているためでもある。しかし他方で民族的な結びつきの強い地域や民族においては、アダット法はなおも強く残っている。

因みに、都市部では、多くの人は、法律問題発生に備えて、軍や警察の知人を身近に置いたり、知人の特権にぶらさがったりすることで、紛争の予防ないし回避を図っていることが多い。さらに、一般の人々は、道路交通違反、市役所等での埋葬許可などの行政手続きに直面した場合にも、法令自体

が複雑で面倒な手続きを要求しているのです、これを容易にする手段として汚職賄賂の習慣に親しんでいることがある。日常の生活様式の一部となって汚職賄賂が横行しているといっても過言ではない。仮に、ある個人が正規の法律手続きに沿った方法を主張した場合、手続きの遅延、不公正な判断、手続きの繰り返しによって、新たな汚職賄賂の循環に巻き込まれることは必定である。仮に裁判所に申し立てても、延々と汚職賄賂の世界に巻き込まれるだけといった憂き目を見ることが多い。

このように見ると、社会の底辺で公式法の欠陥を裏から支えてきたのがアダット慣習法である。ゴトンヨロンという相互扶助観念と相まって、社会規範を形成してきたものだといえよう。国家法あるいは公式法への不信感が、その発展を支援してきた。この意味では、アダット法は公式法の欠落部分を補完し、独自の法秩序世界を支援してきたのである。この点で、慣習法は内発的に蓄積形成されてきた特定地域の特定民族に関わる共同体のための法規範の総体ということができよう。これに対して、公式法は国家開発の土台を形成する国全体の法基盤といえよう。

しかし、ここで、人々はアダット法に再び戻れるのかといった点を考えてみたい。2002年9月に、筆者がスマトラの北スマトラ大学とスマトラ南部のパダンにあるアンダラス大学を訪問した際の話であるが、大都会のパダンでは、部族によってあるいは大都市からの距離あるいは経済活動などによって、周辺地域のアダット法に変化が見られ、しかもそれはいくつかのパターンに区別できるとの話であった。具体的には、アダット法の変容過程が異なるということであろう。他方、パダンで結束の強いメナンカバウ族の間では、1999年から始まった民主化や分権化の動きとは逆に、むしろアダット法への求心力ないし復帰傾向が強まっている。メナンカバウ族にとってはアダット法への妨害がスハルト時代よりも排除されたからだとの説明を受けたことがある。いずれもそれぞれの大学のアダット法専門家からの話である。

本論では、そもそもインドネシアでは法的多元性が何故生まれ、どのように展開してきたかを法制度改革全般と裁判制度をみながら検討してきた。しかし、裁判制度の多元性は日本軍の裁判制度改革によってかなり容易に変革

されてしまい、その後は裁判制度の多元性に関する議論はかなり減ってしまったといえる。現在は宗教裁判所が宗教法と慣習法の要素を引き継いでいるに過ぎず、スカルノ時代以後の裁判制度における主な関心は、裁判制度の統一からむしろ司法権の独立へと移っている。これらの問題認識は1970年の司法権限基本法の制定内容において既に明らかにされている。

本文でみたスポモは戦後の法制度改革において指導的な役割を果たしたアダット法の研究者であるが、アダット法が法制度改革の基礎になるべきだと主張した。オランダのテール・ハーヤファン・フォーレン・フォーフェンの学術的な影響をかなり受けていたといえよう。しかし、仮にオランダがアダット法よりもむしろ法の統一を重視した植民地政策を展開していたらどのようになっていたであろうか。現在のあり方は全く変わったものになったであろうか。あるいは仮にジャワやマドウーラのような半オランダ化した法制度がこれら以外の地域に、比較的早い時期に移植されていたとするならば、インドネシア全体にとって法の近代化はむしろ促進されたであろうか。オランダの植民地時代にブーケによって書かれた二重経済論がしばしば批判的に照会されることが多いが、これと同じように、二重構造的な考え方をインドネシアの法制度面にあてはめて考えてみると、現在のインドネシアの法状況がむしろはっきり見えてくると考えられる。

つまり、これまでインドネシアにとってアダット法を維持できたことを肯定的に評価する立場が多かった。実際、豊かな法文化が維持できたのである。しかし、他方で法の役割が法文化的な側面だけでなく、実社会における経済社会活動のツールだと考えると、インドネシアにとって法の発展ないしは法による開発の機会が奪われてしまったと考えることも可能である。もちろん植民地時代において間接統治を受けたことは、アダット法が過酷な統治からシェルター役を果たしたためといえる。これは、スカルノやスハルトの時代における政治不信の時代あるいは圧政の時代においてもあてはまる。しかし、その代償として、国際的な変化あるいはヨーロッパその他の商取引からインドネシア人は何世紀間も遮断されてしまい、発展の機会を失ってしまったことにもなったといえる。

そこで、インドネシア法研究者のダニエル・レブによると、「アダット法は、当然、社会自体が次第に変化するにつれ、ヨーロッパ政府や植民地社会の条件に合わせて、変化すべきであった」と述べ、アダット法は戦後のインドネシア人の反開発派のエリート層の思想と結びついた、と述べている⁽⁶³⁾。もちろん法の統一過程で、慣習法は消えゆき、整理されるべき対象であることは間違いないであろうが、むしろ消える過程にこそ大きな配慮が必要だと考えられる。インドネシアの伝統的アダット法の将来はインドネシアにおける法制度改革の実施と、時間、社会文化的要素の強弱との関数である。また国家統合の進み方とその背後にある多民族国家における国家と法への信頼度が密接に関わっている課題でもある。一般的には、商法などの技術的な法分野の法の統一は早く進むだろうといわれているが、民族、宗教、文化に関わる法分野（土地、婚姻、離婚、相続、宗教等）には、時間と調査が必要であろう。過去の法制度改革において、法整備だけでなく、法律調査と法の執行が継続して強調されてきたのもこのためであろう。なお、同じような慣習法をもったフィリピン、マレーシア、シンガポールなどの近隣のアジア諸国が宗教法や家族法において独自の多元的な文化的社会的要素を残しながら、法の統一を達成してきたことも参考になるであろう。

インドネシアのアダット法には社会文化人類学的には注目すべき魅力が多々ある。インドネシアのような農村社会では、人的信頼を重んじた協議（ムシャワラ）やコンセンサス形成（ムファカット）、あるいは相互扶助（ゴトンヨロン）といった特有の価値概念に遭遇する。このような伝統的な観念は、インドネシアの公式的な場面でもたびたび散見される。例えば、インドネシアの国家最高意思決定機関である国民協議会においても、政治的な思惑もあったとはいえ、多数決方式の決定によらず、コンセンサス方式が議事運営に利用されてきたことがある。これらの伝統的な観念は、現在のインドネシア社会における文化的価値観、特に規範意識を考えた場合に、なおも強く社会で支持されている生きたルールであるといえよう。これらすべてを法適用に無条件に取り込んだ場合には、現代的な考え方との間で矛盾や衝突が生じるであろうが、逆にこれらを見做してヨーロッパ的な合理主義、個人主義

を直ちに取り入れた場合には、大きな社会混乱に陥ることは当然であろう。

見方を変えると、国民が国を信頼し、社会全般が法を通してどこまで国を信頼しているかの物差しがアグットであろう。国への国民の信頼が弱ければ、法の統一は進まないであろう。ただし、法が制度として実質的に受容されるためには、もう一つの段階が必要である。民主的な法が必要とされるような民主的な社会の存在である。法と社会の間の相互作用に目を向けることが必要である。これは、最近の対インドネシアの法整備支援活動のあり方に大きく関わる課題である。

そこで、インドネシアにとっての法制度改革達成のメルクマールとして、次の4つの軸を整理して、結びとしたい。

第1は、最も基本的な原則部分に相当する法治国家の確立である。1945年インドネシア憲法では、「法の支配」の用語が混乱して解釈に使われているが、インドネシアの場合、「法治国家」（ネガラ・フクム；negara hukumあるいは「rechtstaats」⁶⁴）の確立が急務である。これまで「インドネシアの民法典は学生のテキストにすぎない」とか、「インドネシアでは法が機能しない」とか、「インドネシアの汚職は世界ナンバー1」とまで批判されてきた。法による支配が貫徹され、大陸型の授権システムが機能し、法間のヒエラルキーが確立することが必要である。これは、人治であったインドネシアが近代的な法治国家に生まれ変わるために、最低限必要な制度改革である。

第2は、立憲主義的な近代的な国家制度の確立である。これまで権威主義政治体制の下で、執行府に過度の国家権力が集中していたので、これを他の国家機関に分散し、とりわけ立法院の地位向上と司法権の独立をどこまで保障できるかが重要である。現在でもインドネシアでは権力分立の考えが定着しておらず、5権とも6権とも言われている。むしろアジア型の統治構造の一つである国民協議会とその他の国家機関との間での調和的な権限分散の新たなあり方を検討すべきであろう。インドネシアの司法権はなおも行政組織の一部に属しており、司法権の独立方法について苦慮している。先進国の三権分立下の司法権の独立とはまったくかけ離れている状況にあることを認めざるをえないであろう。

第3は、経済社会の民主的な発展を図るための法制度の確立である。経済的な安定と社会的な発展を支援するための民主的な法制度への組み替えであり、これまで非民主的な政治体制下で行われてきた開発一辺倒の法制度を早急に民主的な仕組みに置き換えることである。このためには、法制度に対する意識も支配のための道具といった発想から、民主化実現と経済社会の発展を促す手段へと変える必要がある。既に積極的な法整備が進められてきており、国際条約の批准も人権などの分野で行われている。

第4は、法的多元性と法の統一との調和方法についてである。調和を促進させるための道筋が示される必要があり、これが予見性を与えることになるであろう。多民族国家で多元的な文化社会において法的多元性をどのような範囲と方法で実現するかについて議論と調査が必要である。憲法規定や多くの法律が慣習法であるアグットに配慮する旨を規定するが、漠然と規定しており、その位置づけは、必ずしも明らかでない。1945年憲法上の建国原則として維持されているパンチャシラ原則との関連で、どのような形の国民統合、国家統合を採用するかという点と密接にかかわっている⁽⁶⁵⁾。

近年、インドネシアの華々しい経済開発や工業化による成功、天然資源の豊かさの議論の陰に法制度改革の議論はずっと隠れてきた。裁判制度の改革に見るように、法制度の統一は決して容易な課題ではない。植民地時代から独立後の歴史において、法は支配あるいは統治の手段としてのみ利用されてきた。法が、国家や社会の人々の発展のために存在した時期はほとんどなかった。法が奪われたことにより、法によって本来促進されるべき発展も奪われてきた。公式法も本来果たすべき国民の治安や安全確保といった基本的課題を十分満たしてこなかった。このように見ると、アグット法が果たしてきた歴史的役割を改めて認識する必要があるであろうし、これを国家法の中に吸収する努力が最も必要とされるであろう。法が権力統治の手段から解放されて、民主的な社会や国民を擁護する手段に変わるためには、アグット法を超えて、民主的な法制度改革を通して、国民の法への強い欲求と期待を法の信頼回復につながりとめることによってのみ到達できるのではないかと考える。

- (1) パンチャシラ (Panca Sila) とは、スカルノ大統領時代に 5 つの建国原則として採用されたものであり、1945憲法前文に 5 つの柱 (1. 唯一絶対神への信仰 2. 人道主義 3. インドネシアの統一, 4. 民主主義, 5. 社会主義) として明らかにされている。スハルト時代には、短い1945年憲法に書かれていない空白部分を補完し、政治的イデオロギーとしての統治手段にも利用された。
- (2) 千葉正士は「法文化のフロンティアへ」(成文堂, 1992年, 232頁)の中で、多元的法体制の概念は、「諸国にまたがって一つの法系があること, あるいは多数の法系が世界に存在すること, または一つの連邦国家の内部に機能諸邦の法体系が共存すること」と定義し、フーカーは、「多元的法体制論」(M.B. Hooker, *Legal Pluralism*, Oxford Press, 1975年, 6頁)の中で、「2つ以上の法が互いに作用し合う状態」と説明する。
- (3) 人口グループとは、後で見るように植民地統治の目的で法律によって民族を人為的にグループ分けした際の際の概念であり、自然社会発生的な民族的特性に注目しているものの、統治の立場に立った場合の人為的な分類概念にすぎず、社会文化的な特徴とは同一ではない。
- (4) インドネシアのアダット法の特徴は、私法と公法、民事と刑事、動産と不動産などの区別がないことだとされている。一般に慣習法は不文法と理解されているが、インドネシアの場合には、成文法もあり、必ずしもあたらない。アダット法という用語が最初に使われたのは、Snouk Hurgronjeによる *De Atjehers* と呼ばれるアチェ民族の慣習を取り上げた書物の中であるとされ、一般的に用語を広めたのはファン・フォーレン・フォーフェンであった。テール・ハーは、「社会構造や社会関係のあらゆる結びつきを直接の基礎に権限をもった多くの法機関から出されるあらゆる決定に関わる規則類である」と極めて広く解した。このため、「決定説」と称されている (*Teori Keputusan*)。他方、アダット法研究分野で著名なスポモ教授は、「立法府によって成文されず、国の機関で慣習として生きており、裁判官による判決ないし、町村などで社会関係上維持されている慣習規則としての生きた法のすべて」として広く定義づける (Halim A. Ridwan, *Hukum Adat dalam Tanya Jawab*, Ghalia Indonesia, 1987, 10p.)。
- (5) 現在のインドネシアにおけるアダット法の議論や分析は、Van Vollenhoven や Ter Harr の議論におおよそ基づいている。19のアダット法の地域的な区分、アダット法の変容過程などについては、拙稿「インドネシアの法の近代化と多元構造」265~288頁参照。
- (6) アダット法の変容過程について、Ter Harr は1929年の著書において、ヨーロッパ法の影響を 4 つの経路として、「制定法」、「西洋法の自発的受け入れ」、「人口グループの地位の変更」、「アダット法の一般原則と異なる判例法の形成」を、事例とともに

- に、示している (Adat Law in Indonesia, edited by E.Adamsomson Hoebel and A. Arthur Schiller, Bharatara, 1962, Jakarta, 15-35pp.)。拙稿上記, 279-281pp 参照。
- (7) スナルヤテイ・ハルトノ教授による「グループ間の法からアダット間の法へ」(Dari Hukum antar Golongan ke Hukum antar Adat, PT. Cirtra, 1991) や、スダルゴ・ゴータマ教授による「際法」(Hukum antar tata Hukum, Alumini, 1977) 等の文献がある。
- (8) 独立後に Soepomo, Subekti, Soekanto, Koesno などの著名なアダット法研究者による蓄積もあるが、全体的に見るとなおも断片的な調査にみえる。近代化との関連では、例えば、M. Syamysudin 他「アダット法と法の近代化」(Hukum Adat dan Modernisasi Hukum, FHUI, 1998.) がある。
- (9) 本法律は全体で271条から構成され、土地、売買、質権、負債、婚姻、離婚、相続に関する事項を規定する (Sulamet Muliana の Perundan-undangan Madjapahit, Oto Iskandardinata, 1967年, 102ページ以下参照)。
- (10) これまで、デュアリズムもプルーラリズムもすべて法的多元性としてひとまとめに議論してきたという過去の問題がある。しかし、法の多元性 (pluralism) と法の重層性 (dualism) との間には明確な区別が必要である。上位の法と下位の法が互いに矛盾している状態は、デュアリズムの問題である。
- (11) 拙稿「インドネシアの地方分権化と法」(作本直行・今泉慎也編「アジア諸国の民主化過程と法」, アジア経済研究所, 2003年), 参照 (311~360頁)。
- (12) 日本ならびに国際機関などが対インドネシア法整備支援事業を展開しつつあり、わが国の経済産業省は経済法関連分野の法整備支援事業を実施し、競争監視委員会 (KPPU) には日本から競争法の専門家を派遣した。国際協力機構 (JICA) と法務省は2003年からインドネシアに法律専門家を派遣し、法整備支援を実施している。
- (13) John Ball. Indonesian Legal History: 1602~1848, Oughtershaw, 1982, 2p.
- (14) 1603年にバンテンに商館設置, 1605年にポルトガル人からアンボン奪取, 1619年にジャカルタに総督府設置, 1621年にバンダ諸島占領, ジャカルタをバタビアと改称, 1623年にアンボイナ事件を引き起こし, イギリス勢力を撤退させ, オランダのインドネシア進出の根拠地とした。永積昭「オランダ東インド会社」近藤出版, 1971年参照。
- (15) 谷川栄彦「東南アジア民族解放運動史」, 頸草書房, 1969年。
- (16) アダット法の父と言われる Van Vollenhoven は、「ヨーロッパの支配地はアンボンでなくピクトリア城であり, 南スラベシとかマカッサルでなくロッテルダム砦 (Fort) であり, スンダでなくバタビア城に過ぎ」ず, 貿易取引のための立ち寄り港を確保していたに過ぎないとし, さらに, ジョン・ボールは, レシंक (Resink) やユトレヒト (Utrecht) などの議論を受けて, オランダによるインドネシアの実質

的な支配は1910年以降だったと指摘する (前出 John Ball, 16頁)。

- (17) Sudargo Gautama & Robert N. Hornick. *An Introduction to Indonesian Law ; Unity in Diversity*, Alumni, 1985, 2p. および R. Abdoel Djarnali. *Pengantar Hukum Indonesia* (「インドネシア法入門」), PT. Raja Grafindo Persada, 1984, 11p.
- (18) 前出 Abdoel, 11頁
- (19) 本文中は、上訴で用語を統一する。
- (20) これは地方の村落レベルで紛争が起きた場合に、アダット首長の下にある複数のアダット法の指導者とイスラム法の指導者が監視する中で、ムシャワラの精神に沿って紛争の当事者が話し合いにより和解に導くとの趣旨で、伝統的に採用されていた。17世紀のマタラム王国でも、民事と軽い刑事事件についてこの方式を採用している。重大な刑事事件(殺人, 強盗, 放火など)では、検察が加害者を王国に引き連れて行き、取調べを行うとともに、王国内部のシテインギル裁判所またはスランビ裁判所で裁判を行なった。ここでは、アダット法に基づく裁判方式が一般的であったとされている (Hilman Hadikusuma. *Peradilan Adat di Indonesia* (「インドネシアのアダット裁判制度」), CV. Miswar, 1989, 8~12pp.)。
- (21) マッケンジーの調査によると、グンデルス時代とほぼ同様の裁判制度が1812年の1月21日の布告の下で実施されていた。12名のヨーロッパ人から構成される「地方法院」(Court of Justice) はヨーロッパ法を適用し、セマランとスラバヤの地方法院からは最高法院 (Raad van Justitie) への上訴が認められていた。さらに、少額事件と警察関連の事件だけを扱う「マジストレート裁判所」(Magistrate) と、各地方の「警察法院」(Landgerecht) を引き継いだ「地区裁判所」(Landdrost's Court), ダンデルス時代の「地区巡回裁判所」(Ambulant Landgerecht) を引き継いだ「巡回裁判所」(Court's of Circuit) があった。
- (22) 前出 Hilman, 17頁。
- (23) ラッフルズ自身が総督ミントに宛てた1811年6月の手紙では、マレー諸国民は既に文明的に進歩した彼ら自身の制度をもっており、それぞれマホメット法の諸原則からさらにかげ離れた法律やアダットとして記されている。古いマレーの原則に従う者とアラビア人やイスラム教徒との間には、絶えざる闘争が行なわれている。従来知られていなかったマレー法は不当に退化させられているので、マレー人の本来の姿を発見するために、法典編纂を行なうべきである。このために、マレー法の改革をマレーの諸酋長を通して実現できないか、といった指摘がある (信夫清三郎「ラッフルズ伝」, 平凡社, 1968年, 66~69頁)。
- (24) しかし、ラッフルズが任務を終えたのは1816年3月12日であり、ラッフルズを引き継いだジョン・フェンドール (John Fendall) が1816年の8月19日の布告でオランダへの領地引渡しを行なっている。時期区分として、前出のジョン・ボール教授

- は、1816年をオランダ植民地の再開年としている。
- (25) 1810年から1814年間のフランス支配によって生じたオランダ本国内の財政不足を補う理由で行なわれた過酷な強制労働は、官報1826年第16号により、2形態で構成されていた。バタビアとスラバヤで行なわれていた一定の地理範囲内の「鎖に繋がれた労働」(kerja rantai)と、有給無給の双方からなる一定箇所だけの強制労働(kerja paksa)であった(前出 Abdoel, 15-16頁)。
- (26) 前出 John Ball, 150頁。
- (27) 前出 John Ball, 199-203頁。
- (28) 前出 John Ball, 206頁。
- (29) 前出 Hilman, 24-32頁。
- (30) 邦訳は、浦野起央編著「資料体系：アジア・アフリカ国際関係政治社会史第2巻Ie」, パピルス出版, 1988年, 3077頁以下参照。
- (31) 法令全書作成の理由は、「法律の不知を口実とするものをなくす」ためとされた(RR32条)。
- (32) 日本人の地位について、インドネシアの法学者による複数の資料(Gautama他)が、1896年の蘭日通商条約の締結によって、日本人はヨーロッパ人と同一視されると根拠付けている。しかし、これ以前の1854年の前述蘭領インド統治法(RR)109条が、「キリスト教信者たる日本人(中間省略)は、ヨーロッパ人と同一視する。」と規定し、また、1926年の蘭領インド立法行政法(IS)163条が、ヨーロッパ法の適用範囲を確定するため、「ヨーロッパ人規定の適用を受ける者は、1. すべてのオランダ人, 2. ヨーロッパから渡来した者, 3. すべての日本人」と定めている。
- (33) Sudikno Mertokusumo. Sejarah Peradilan Perundang-undangnya di Indonesia Sejak 1942 dan Apakah Kemanfaatannya bagi kita Bangsa Indonesia (1942年以降のインドネシアの裁判法制の歴史とインドネシア人にとっての有用性), Liberty (UGM), 1983, 32頁。
- (34) 治軍令2号2条は、軍律会議は司令官が裁判長を勤め、さらに審判官、与信官、検察官、録侍等から構成された。治政令第2号2条と3条は、刑の種類として、死刑、懲役刑、流刑、罰金、没収刑を予定している。
- (35) Kanpoの特別号(1943年3月号)を見ると、治政令の番号と法律の番号は必ずしも対応関係にない。日本軍の植民地開始とともにまず法律第1号が公布され、法律番号が第31号になってからはじめて治政令第1号が公布され、法律第31号の番号と重ねて利用された。治政令の番号は各年の中での通し番号であり、すべての治政令が法律番号を併せ持っているわけではない(軍政監部発行「官報」第1巻~5巻参照, Ryukei Shyosha 1989)。
- (36) Sudikno Mertokusumoによると、日本占領期の裁判制度改革はインドネシアに

として革命的な変化だった、裁判制度を簡素化し、一人裁判官の制度を促進し、蘭領時代の植民地的な重層構造を廃止させた、と主張する。さらに、日本軍にとっては当然の植民地統治の行動であっても、このような行動がインドネシア国民の共感 (simpati) を得た点を忘れてはならぬと指摘する。日本軍による裁判制度の改革は、インドネシアの裁判制度にとって過激であり (radikal), かつ革命的 (revolusi) であり、また制度統一にとっての序奏であったと指摘する (前出 Sudikno, 10-32頁, 205頁以下)。

- (37) 特にジャカルタの地方法院だけが、セマランとスラバヤの地方法院の地理管轄に属するすべての原住民裁判所の民事事件について、上訴裁判所となり、取調べ権限を行使した。ただし、これは、1938年1月1日以降であり、官報1937年第631号による (R.Supomo. *Sistim Hukum di Indonesia Sebelum Perang Dunia Ke-II* (Cetakan ke-8), Pradnya Pramita, 1970年, 29頁)。
- (38) 以上の他にも、地域によっては、自治区裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所があったとされている (同上 Abdoel, 45-46頁)。
- (39) 拙稿「インドネシアの法の近代化と多元構造」参照 (黒木三郎先生古稀記念論文集刊行委員会編, 敬文堂, 1992年, 265-288頁)。さらに, C. van Vollenhoven. *Orientasi Dalam Hukum Adat Indonesia*, Jambatan, LIPI, 1981. Koninklijk Instituut voor Taal-Land En Volkenkunde, Van Vollehoven on Indoneian Adat Law, ed. by Holleman, Hague-Martinus Nijhopff, 1981他。
- (40) テイモシー・C・リンゼイは、現在のインドネシア国家は植民地の統治モデルを継承していると述べている (『多元的システムの統一か、それとも法の支配の再編か』, 今井弘道他編「変容するアジアの法と哲学」, 有斐閣, 1999年) 314ページ。
- (41) この大統領による具体的な裁判事件への干渉権限は、その後の1970の司法権限基本法によって禁止された。スカルノはこのような裁判への干渉権限があるにもかかわらず、具体的には干渉しなかったが、スハルトは、逆であり、法律上で禁止されているにも関わらず、モフタル・バクパハンなどの労働事件で、無罪判決後に、密かに検察官が最高裁判所長官に対して、事件を見直すようにと指示を下していたと、16年間インドネシアの最高裁判所の判事を務めた Adi Andojo Soetjipto は, *Legal Reform and Challenges in Indonesia* (Indonesia in Transition, edited by Chris Mann & Peter van Diermen, Seng Lee Press, 2000, 271p.) の中で、自らの体験を証言している。
- (42) 前出テイモシー論文314頁および拙稿前出「インドネシアの法の近代化……」282-283頁参照。
- (43) インドネシアの戦後の憲法改正については、拙稿「インドネシアの憲法制度」(作本直行編「アジア諸国の憲法制度」, アジア経済研究所, 1997年), および拙稿

「インドネシアの民主化と法」(作本直行編「アジア諸国の民主化と法」, アジア経済研究所, 1998年) 参照。

- (44) Amiroeddin Syarif. *Perundang-undangan Dasar, Jenis dan Teknik Membuatnya*, Bina Aksara, 1987, 58p. また, 1947年の法律第23号によって, ジャワとマドゥーラに見られた自治区裁判所は廃止されたものの, 後の1951年非常事態法第1号で東スマトラの自治区裁判所については, 制度の廃止が繰り返し, 規定されている。なお, 前出 Sudikno, 61頁参照。
- (45) 1947年法律第21号による被告人欠席の場合の刑事事件の証拠調べについて, 1948年政令第26号による刑事事件における裁判の迅速化に関する規定である。
- (46) 前出 Sudikno, 77頁。
- (47) 同提督によって改正された刑法条文は, 71条, 110条, 112条, 113条, 115条~120条, 122条~127条, 153条の2, 153条の3, 171条, 335条, 393条等であった(前出 Amiroeddin 56頁)。
- (48) また, 1958年法律第73号が1946年法律第1号の刑法適用を全土に拡大すると規定したことに伴い, 法の重層化が拡大したと指摘されている。(Djoko Prakoso 他「1946年法律第1号刑法適用後の重層性」(Dualisme dalam peraturan hukum pidana sejak berlakunya undang undang no 1 tahun 1946, Bina Aksara, 1986.)。因みに, 1958年法の公式逐条解説の冒頭で, オランダ時代の1915年の刑法と独立後の1946年法律第1号の刑法が奇妙にも同居していると述べている。
- (49) 前出 Sudikno, 102~110頁。
- (50) オランダ植民地時代からのアダット裁判所は, ジャワとマドゥーラ以外ではなおも消滅しておらず, アチェ, タバヌリ, 西スマトラ, ジャンピ, パレンバン, ベンクルー, リアウ, 西・南・東カリマンタン, マナド, スラベシ, マルク, ロンボクでは, なおも存続する(前出 Sudikuno, 153頁)。
- (51) 前出 Amiroeddin, 49頁。
- (52) 例えば, 最高裁判所は1963年の回状第3号で, 民法典がもはや法律でないとの考えを打ち出してしまった。
- (53) 1964年大統領決定(Penetapan Presiden)第4号が最高裁判所長官を大統領の法律顧問に任命したことが, 大統領の裁判干渉を促進させた(Purwoto S. Gandasubrata, *The Judiciary in Tansition, Indonesian Law and Administration*, 1997. 1, 6-33pp.)。
- (54) 法務省の国家開発法センターの初代所長を務めた故ラディー教授は, 80年代半ばにおいて, スハルト体制下の法律研究が自由をまったく制限したものであり, 法務省の研究内容をまったく受け入れない政治体質だと指摘されておられた(筆者の直接ヒアリングによる)。

- (55) インドネシアの開発五カ年計画（REPELITA）各版から。
- (56) 裁判への干渉として排除されるべき外部影響について、1970年の司法権限基本法の4条(1)は、憲法事項に限っているにもかかわらず、同逐条解説の同条は法律事項までも広く含んでいることで、規定の広狭に食い違いがあると指摘する（同上、Purwoto論文、6頁以下）。
- (57) Ali Budiarto 他。Law Reform in Indonesia : Diagnostic Assessment of Legal Development in Indonesia Vol I, Cyberconsult, 1977.
- (58) 前出 拙稿「インドネシアの憲法制度」（1997年）、165ページ。
- (59) 当時、現地では“フリーズ”と言う言葉が流行ったことがあり、銀行への返済猶予や返済条件の緩和などで使われた。2004年中に、インドネシアはIMFからの融資追加を卒業する。
- (60) 2003年9月に筆者がインドネシアを調査した際、一般の人から、スハルト時代の方がまだ良かった、あるいは「法律も民主化を叫ぶ一部インテリの玩具になってしまった」と聞くことが多かった。
- (61) 山下輝年「インドネシアの司法制度と司法改革の状況」、ICD News (3号)、法務省法務総合研究所国際協力部報、2002. 5、117～155頁。島田弦「インドネシアにおける司法改革」、小林昌之・今泉慎也編「アジア諸国の司法改革」、アジア経済研究所、2002年。拙稿「インドネシアの民主化過程と憲法制度」作本直行・今泉慎也編「アジア諸国の民主化過程と法」、アジア経済研究所、2003年。
- (62) この内容は、2003年10月に法務省が法整備支援事業の一環で日本に招請したインドネシア最高裁判所判事等の報告会において入手した資料（Blue Print on Indonesian Supreme Court Reform: Summary）と、当日のヒアリングに基づいている。仮に内容や判断などに間違いがあれば、すべて筆者の責任による間違いである。
- (63) Daniel S. Lev. The Supreme Court and Adat Inheritance Law in Indonesia, in Legal Revolution and Political Authority in Indonesia, Kluwer Law International, 2000, 104p.
- (64) 拙稿“The Rule of Law in Indonesia”, in the Proceedings of the Roundtable Meeting “Law, Development and Socio-Economic Changes in Asia II (IDE Asian Law Series No. 11), Institute of Developing Economies, 231～242pp.
- (65) アジア各国の複合民族といわれる国との比較に立った場合、各国の多元的な文化社会状態には大きなばらつきがあるといえよう。民族の構成比、宗教人口の割合、群島であるとか大陸であるとかの地理的状態、中間層人口の発展や社会文化的状況などを総合すると、宗教法や身分法関連分野だけに配慮して裁判制度や法律を整備して対処すれば、法的多元性への国家的対応は足りるといった考え方には立てないであろう。

表1 独立後のインドネシアの主要法律リスト

法律公布年	法律番号	内容
1945年	第1号	国家地方委員会の地位
1946年	第1号 第2号 第7号 第8号 第17号	刑法 国籍法 軍事裁判所の設置 軍事裁判所の刑事訴訟法 歳出法
1947年	第7号 第29号 第32号 第33号 第34号 第39号	最高裁判所及び検察庁の組織と権限 酒税法 学校法 災害法 戦争災害法 軍事処罰法
1948年	第8号 第19号 第22号	銃使用許可法 法務省及び検察庁の組織と権限 地方政府基本法
1950年	第1号 第4号 第21号 第23号	中央政府組織法 教育基本法 最高裁判所の組織・権限法 恩赦法
1951年	非常事態 第1号 第8号	普通裁判所法 医師法
1952年	第20号	公務員年金法
1953年	第11号	銀行基本法
1954年	第33号 第36号 第75号	司法書士法 法人税法 国会議員特別刑事手続法
1956年	第2号	普通選挙法
1957年	第1号 第22号 第29号	地方政府法 労使紛争解決法 大統領の職務代行法
1958年	第3号 第62号	外国人労働法 国籍法

	第78号 第83号	外資法 航空法
1959年	第4号 第6号 第10号	郵便法 中央政府から地方政府への権限委譲法 鉱物法
1960年	第1号 第5号 第6号 第7号 第9号	刑法 農業基本法 国政調査法 統計法 衛生基本法
1961年	第13号 第15号 第18号 第21号	警察基本法 検察基本法 公務員基本法 会社商号法
1962年	第1号 第2号 第5号 第12号 第13号	海上交通防疫法 航空機防疫法 地方企業法 民間銀行法 地域開発銀行基本法
1963年	第6号 第7号	衛生法 医薬品法
1964年	第9号 第12号 第16号 第18号 第19号 第21号	任意団体法 民間企業労働者解雇法 漁業法 医療補助員法 司法権限基本法 農地改革裁判所法
1965年	第3号 第13号 第14号 第15号 第18号	交通乗り物法 普通裁判所と最高裁判所法 協同組合法 退役軍人法 地方政府法
1966年	第2号 第3号 第10号 第11号	衛生法 精神衛生法 暫定国民議会・ゴトンロヨン議会の地位出版法
1967年	第1号	外資法

	第5号 第6号 第5号 第11号 第12号 第14号	森林基本法 動物保護法 退役軍人法 鉱物基本法 協同組合基本法 銀行基本法
1968年	第6号 第13号	国内投資法 中央銀行法
1969年	第14号 第15号	労働基本法 普通選挙法
1970年	第1号 第7号 第14号	職業安全法 農地改革裁判所の廃止 司法権限基本法
1971年	第3号 第7号 第8号	汚職撲滅法 公文書法 国営石油天然ガス採掘法
1972年	第3号	国内移住法
1973年	第1号 第5号	大陸棚法 会計検査院法
1974年	第1号 第5号 第8号 第11号	婚姻法 地方政府基本法 公務員基本法 灌漑法
1975年	第3号	政党法
1976年	第9号	麻薬法
1979年	第1号 第4号 第5号	犯人引渡し法 児童健全法 農村政府法
1980年	第13号	道路交通法
1981年	第7号 第8号	企業労働力報告義務 刑事訴訟法
1982年	第3号 第4号 第6号	企業登記法 環境管理基本法 著作権法
1983年	第5号	経済排他的水域法

	第 6 号	租税一般手続法
1984年	第 5 号 第 6 号	工業法 郵便法
1985年	第 5 号 第 7 号 第 9 号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号	レファレンダム法 住民組織法 漁業法 土地建物税 印紙税 最高裁判所法 電力法 高層建築法
1986年	第 2 号 第 5 号	普通裁判所法 行政裁判所法
1987年	第 1 号 第 7 号	商工会議所法 著作権法改正(1982年法律第 6 号)
1988年	第 2 号	軍法
1989年	第 2 号 第 3 号 第 6 号 第 7 号	国家教育体系法 通信法 特許法 宗教裁判所法
1991年	第 5 号	検察法
1992年	第 2 号 第 3 号 第 5 号 第 7 号 第10号 第16号 第23号	保険業法 社会労働保険法 文化財法 銀行業法 居住・家族福祉法 動植物検疫法 保健法
1995年	第10号 第11号 第12号	税関法 関税法 社会団体会法
1996年	第 6 号 第 7 号	水法 食糧法
1997年	第 3 号 第 4 号 第16号	児童裁判所法 障害者法 統計法

	第17号 第18号 第19号 第22号 第25号 第26号 第28号 第31号 第26号	税紛争処理機関 地方税法 税納付督促状法 麻薬法 労働法 軍隊規律法 警察法 軍事裁判所法 軍隊規律法
1998年	第4号 第10号 第11号 第13号	破産法 銀行業法改正(法律1992年第7号) 労働法改正(1997年法律第25号) 高齢者福祉法
1999年	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第8号 第17号 第18号 第19号 第20号 第21号 第22号 第23号 第24号 第25号 第28号 第30号 第34号 第35号 第36号 第37号 第40号 第41号 第42号 第43号	建築サービス業法 政党法 普通裁判所法 MPR, DPR(議会法)構成法 独占禁止法 レファレンダム廃止(1985年法律第5号) 消費者保護法 ハジ(メッカ巡礼)実施法 建築サービス業法 強制労働廃止(ILO 批准) 就労最低年齢(ILO 批准) 雇用・職業差別(ILO 批准) 地方自治法 インドネシア銀行法 外為制度 中央と地方の財政均衡法 汚職防止法 仲裁法 ジャカルタ首都特別市法 司法権限法(1970法律第14号)の改正 電気通信法 外交関係法 出版物法 森林法 譲渡担保法 公務員(人事行政要綱に関する法令)

	第44号	アチェ特別州法
2000年	第4号 第16号 第17号 第18号 第19号 第20号 第21号 第24号 第25号 第26号 第28号 第29号 第30号 第31号 第32号 第34号 第36号	普通選挙法改正 税務一般規定と手続法 所得税法 付加価値税と奢侈税 税納付督促状法改正(1997年法律第19号) 不動産所有権取得税法 労働組合法 国際契約法 国家開発計画 人権裁判所法 労働法 植物多様性保護法 営業秘密法 工業デザイン法 集積回路デザイン法 地方税と地方課徴金法 自由貿易区, 自由港
2001年	第14号 第16号 第15号 第18号 第20号 第21号 第22号	特許法 財団法 商標法 アチェ特別州の特別自治法 汚職僕別法改正(1999年法律第31号) パプア特別州の特別自治法 石油ガス法
2002年	第14号 第15号 第19号 第20号 第22号 第23号 第28号 第30号	税裁判所 マネーロンダリング処罰法 著作権法 電力法 恩赦法 児童保護法 建物建築法 汚職撲滅委員会設置
2003年	第13号 第17号 第18号	労働法改正(旧蘭領時代の労働法廃止) 財政法 弁護士法

表2 民主化移行期に制定されたインドネシアの主要法令
(1998年～2002年)

分野	法令の名称	法律番号
1. 憲法	憲法第1次～4次改正	MPR
2. 政治・外交・地方自治	MPR, DPR 構成法(議会法) 総選挙法 レファレンダム法(UU85No.05)の廃止 地方自治法 中央と地方の財政均衡法 政党法 外交関係法 公務員(人事行政要綱に関する法令) 国際協定法 国家開発計画 アチェ特別州の特別自治法 バプア特別州の特別自治法 恩赦法 汚職撲滅委員会設置	UU99No.4 UU99No.4 UU99No.06 UU99No.22 UU99No.25 UU99No.31 UU99No.37 UU99No.43 UU00No.24 UU00No.25 UU01No.18 UU01No.21 UU02No.22 UU02No.30
3. 裁判制度	司法権限法(UU70No.14)の改正	UU99No.35
4. 経済活動法	破産法 独占禁止法 消費者保護法 譲渡担保法 財団法 建物建築法 自由貿易区, 自由港 営業秘密法	UU98No.4 UU99No.5 UU99No.8 UU99No.42 UU01No.16 UU02No.28 UU00No.36 UU00No.30
5. 知的財産法	工業デザイン法 集積回路デザイン法 特許法 商標法 著作権法	UU00No.31 UU00No.32 UU01No.14 UU01No.15 UU02No.19
6. 労働法	強制労働廃止(ILO 批准) 就労最低年齢(ILO 批准) 雇用・職業差別(ILO 批准) 労働組合法 労働法	UU99No.19 UU99No.20 UU99No.21 UU00No.21 UU00No.28

7. 為替・金融・通信・資源環境法等	銀行業法	UU98No.10
	建築サービス業法	UU99No.18
	インドネシア銀行法	UU99No.23
	外為制度	UU99No.24
	電気通信法	UU99No.36
	森林法	UU99No.41
	石油ガス法	UU01No.22
	マネーロンダリング処罰法	UU02No.15
	電力法	UU02No.20
	植物多様性保護法	UU00No.29
	放送法	UU02No.32
8. 税法	税務一般規定と手続き法	UU00No.16
	所得税法	UU00No.17
	付加価値税と奢侈税	UU00No.18
	令状による税督促法	UU00No.19
	不動産所有権取得税法	UU00No.20
	地方税と地方課徴金法	UU00No.34
	税裁判所	UU02No.14
	高齢者福祉法	UU98No.13
9. 社会福祉法	児童保護法	UU02No.23

(出所) 拙稿「インドネシアの民主化過程と憲法制度」作本直行・今泉慎也編「アジア諸国の民主化過程と法」, アジア経済研究所, 2003年。

表3 インドネシア中央政府レベルの法令制定数（独立後～現在）

No	年	法律 (UU)	法律代行命令 (PERPU)	非常事態法 (UU Drt)	政令 (PP)	大統領令 (KEPPRES)
1	1945	1	—	—	3	—
2	1946	24	10	—	11	—
3	1947	41	—	—	26	—
4	1948	35	4	2	77	—
5	1949	12	6	43	35	—
6	1950	20	—	—	33	241
7	1951	24	—	25	73	273
8	1952	24	—	15	51	305
9	1953	37	—	9	42	212
10	1954	76	—	12	64	263
11	1955	12	—	20	37	322
12	1956	35	—	9	40	207

13	1957	80	—	27	66	231
14	1958	87	—	8	69	282
15	1959	29	29	7	61	377
16	1960	9	56	—	54	356
17	1961	22	2	—	245	660
18	1962	19	17	—	38	389
19	1963	14	9	—	53	281
20	1964	36	6	—	44	347
21	1965	22	2	—	43	393
22	1966	14	—	—	20	270
23	1967	14	—	—	23	274
24	1968	25	1	—	40	319
25	1969	16	1	—	33	99
26	1970	14	—	—	56	78
27	1971	13	2	—	75	85
28	1972	6	—	—	37	75
29	1973	7	—	—	48	50
30	1974	11	—	—	46	56
31	1975	5	—	—	29	47
32	1976	11	—	—	26	52
33	1977	2	—	—	36	65
34	1978	8	—	—	34	46
35	1979	5	—	—	38	62
36	1980	13	—	—	55	75
37	1981	8	—	—	55	61
38	1982	21	—	—	49	87
39	1983	8	—	—	38	68
40	1984	8	1	—	36	75
41	1985	17	—	—	48	82
42	1986	5	—	—	50	66
43	1987	8	—	—	24	53
44	1988	6	—	—	29	62
45	1989	7	—	—	22	64
46	1990	11	—	—	63	60
47	1991	7	—	—	77	60
48	1992	25	—	—	80	68
49	1993	7	—	—	55	120
50	1994	12	—	—	51	87
51	1995	12	—	—	46	90
52	1996	6	—	—	74	99

53	1997	32			75	52
54	1998	13			204	204
55	1999	56	—		99	176
56	2000	38	3		155	181
57	2001	22	—		85	133
58	2002	32	—		62	30
59	2003	20	—		28	42

出所) インドネシア DPR 資料, 官報各年版, 法令集等から作成。ただし, 2003年は7月現在の数字である。

表4 1848年以降の蘭領植民地時代の裁判所の形態

A. 官裁判所(Peradilan Gubernemen)	
I a ジャワ及びバドゥーラにおけるヨーロッパ人向けの官裁判所 1. 最高法院(Hoogrechtshof) 2. 高等法院(Raad van Justitie) 3. 県法院(Residentiegerecht)	I b ジャワ及びバドゥーラ以外におけるヨーロッパ人向けの官裁判所 1. 最高法院(Hoogrechtshof) 2. 高等法院(Raad van Justitie) 3. 県法院(Residentiegerecht)
II a ジャワ及びバドゥーラにおけるプミプトラ向けの官裁判所 1. 地方法院(Landraad) 2. 地区法院(Regentschapsgerecht) 3. 郡法院(Distriktgerecht)	II b ジャワ及びバドゥーラ以外におけるプミプトラ向けの官裁判所 1. 地方法院(Landraad) 2. マジストレート裁判所(Magistraatsgerecht) 3. 郡法院(Distriktgerecht) 4. 村落裁判所(Negorijrechtbank・アンボンのみ)
III すべての人口グループ向けの官裁判所 1. 警察法院(Landgerecht) 2. 軍事裁判所(Peradilan Militer)	
B. プリプミによる裁判所(Peradilan Pribumi, 直轄地域で, IS130条を根拠)	
C. 自治区における裁判所(Peradilan Daerah-daerah Swapraja)	
D. 宗教裁判所(Peradilan Agama)	
E. 村落裁判所(Peradilan Desa)	

(出所) R. Supomo Sistim Hukum di Indonesia, 1953から作成。

表5 裁判制度の推移

蘭領植民地時代 ⇒	日本軍植民地時代 ⇒	現行制度
<p>最高法院</p> <p>├── 高等法院</p> <p>│ ├── 地方法院</p> <p>│ │ ├── 地区法院</p> <p>│ │ └── 郡法院</p> <p>│ └── 警察法院</p> <p>│ ├── 県法院</p>	<p>最高法院</p> <p>├── 回教高等法院</p> <p>│ ├── 僧侶法院</p> <p>│ └── 高等法院</p> <p>│ ├── 地方法院</p> <p>│ │ ├── 軽罪法院</p> <p>│ │ └── 県法院</p> <p>│ └── 郡法院</p>	<p>最高法院</p> <p>├── 高等法院</p> <p>└── 地方法院</p>

(出所) スダイクノ・ムルトクスモ「1942年以降のインドネシアの裁判と裁判法制の歴史」
 (Sudikno Mertokusumo, Sejarah peradilan dan Perundangan-undangannya di Indonesia sejak 1942, Liberty, 1970年) に加筆修正。